

平成25年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

平成25年12月4日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

16番 廣瀬義彰君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 小松崎 誠 議員

(2) 佐藤 文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	小松崎 誠	1. 文化団体等による公共施設の利用状況について
		2. 東京オリンピック開催に向けたスポーツ振興について
		3. 新たな農作物の推進対策について
		4. 土地利用指定区域の見直しについて
		5. 道路の除草や清掃について
(2)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 総合的な子育て支援について
		3. 学校統廃合問題について
		4. 向原土地区画整理組合事業について
		5. 水道事業について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明に答弁することを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

皆さん、おはようございます。

冒頭に、一言申し上げます。

今期定例会におきまして、市民の皆様からの切実な訴えとして、中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書が提出されております。この請願は、平成26年4月に開校する霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行に対し、現時点でのかすみがうら市の方針は、原則として通学距離が6キロメートル以内の生徒へのスクールバス利用を認めないということに対して見直しを求める、市民の切実な訴えと受けとめております。第3回定例会においては、さくら保育所の存続を求める多くの市民の方々の訴えが、請願書として提出されました。請願権は、国民主権主義による国民の参政権として憲法に定められているものの一つであり、何人も、かかる請願をしたために、いかなる差別待遇も受けないと保証されております。地方自治体は誰のためにあるのか、市の地方公務員は誰のために働いているのかを、執行部の方は改めて肝に銘じて、行政運営に当たっていただきたいと考えているところであります。

以上、一言申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

最初に、1番の、文化団体等による公共施設の利用状況についてであります。

多くの市民が絵画や書道、茶道や生け花、彫刻や焼き物をたしなむことは、当市の豊かな文化のバロメーターと考えます。その中枢となる施設が、教育委員会所管の霞ヶ浦公民館、千代田公民館。また、多くの文化団体を扱う文化協会は文化課が担当し、ビジターセンターも利用しております。先々月の10月6日に生涯学習フェスティバルがあじさい館で行われ、多くの作品の展示や、練習をなさっている方々の踊りや演奏等の発表がありました。私は、豊かな文化の発展は、このような市民の文化団体の存在が支えていると思います。また、高齢者の方々の生きがいの場としても、重要な意味がある団体と常々思っております。心から感謝と敬意を表すると同時に、これからも文化団体には頑張っていただきたいと存じております。

そのような団体のことや、施設の利用状況について、少々教えていただきたいと思っております。そこで、1、文化協会等の団体が利用する利用状況、利用件数、利用団体数、利用者数、近年の増減の変化、また、近隣市と人口割合を比較しての利用状況を伺います。2点目、文化的活動を目的として利用すると施設使用料が減免になると聞きますが、全利用件数のうち何割が減免対象となっているのか、年間減免額。また、減免をする対象団体とはどのような活動をするものなのか、判断の基準や条件を伺います。3、公共施設は何らかの団体登録をした市民団体が利用するものと聞きますが、光熱費用効率化の観点から、最少利用の人数制限を設けたり、個人的や営利目的と判断するような場合があるのか伺います。

次に、2番目の、東京オリンピック開催に向けたスポーツ振興についてを伺います。

ご存じのとおり、7年後の2020年に東京オリンピックが開催されます。今から50年前の東京オリンピックのときは、新幹線が開通し、カラーテレビなどの電化製品も誕生し、メダルをとるため、児童や若い世代の人々が日本代表選手を目指し、それに伴いさまざまなスポーツ振興が全国で誕生しました。21世紀の現代も同じように、スポーツ一色に染まる時代が全国に訪れておりま

す。今から大変待ち遠しい限りであります。しかしながら、当市においては、国が定めたスポーツ振興法という上位法がありながら、スポーツ振興課を解体、さらに体育施設の公金横領があるなど、残念な状況であります。同時に、スポーツを軽視しているようにも思われてなりません。スポーツほど、子どもたちの健全な育成に関与し、さまざまなドラマを生み、市の活性化にも寄与するものと考えております。小学校でも、一輪車推奨やマラソンの導入のほか、先生方もいろいろと考えていると思われませんが、28年度の小学校統廃合に伴い、スポーツ少年団に通わせられないなど、児童の運動離れを心配している方々も数多くおります。今の状況では、プロ野球楽天から世界に旅立とうとしている田中選手のようなスポーツ選手や、オリンピックでメダルを狙う選手が、育ち、生まれる環境には残念ながらほど遠いと思われます。児童のスポーツの交流として、災害協定がある東京都板橋区との交流があれば、当市においてもレベルアップや、交流により板橋区がもっと身近になるのではないのでしょうか。また、当市の特産品も買っていただけるのではないのでしょうか。児童以外でも、首都圏から近い立地条件に関連して、かすみがうらマラソンや自転車のかすみがうらエンデューロは、全国から参加者を集めることができる、市が誇るすばらしい大会でもあります。スポーツ振興は今後ますます活性化させるべきと考えます。

児童のスポーツを中心に質問いたします。1、各小学校では現在、児童の体力・運動能力を上げるための何らかの対策や指導、今後導入を検討するようなものがないのか伺います。2、市内小学校、児童の、スポーツ少年団や各種スポーツへの参加割合と、県別、全国別において当市の評価と分析、さらに肥満度や体育測定における分析もあわせて伺います。3、児童のスポーツ振興を高め、さらに市民スポーツ団体間との交流を推進するため、例えば災害協定のある東京板橋区などとの大会交流があってもいいのかと思いますが、その考えも伺います。4、当市は野球やソフトテニスが強いと聞いております。茨城空港やJ R、高速道路等の交通事情がよい当市は、近隣市や県と協力して全国大会を誘致し、スポーツ振興を図ることもいい考えと思いますが、その考えを伺います。5、当市におけるスポーツ振興は、市民の健康維持のほか、市の活性化、経済振興や観光面でも効果があると思いますが、スポーツ振興を今後進めるべきだと思います。その認識も伺います。

次に、3番、新たな農作物の推進対策について伺います。

ご存じのとおり、茨城県は災害も少なく、温暖な気候で、北海道に続く国内第2位の生産量を誇る農業大国であります。当市も同様な気候で、すばらしい環境下にあります。県内にはさまざまな特産品があり、下妻市では白菜、小美玉市ではニラなど、市町村によって特産品となる野菜、指定銘柄を受けた特産品や、珍しい野菜をつくっている市もあります。当市はスイレンを転作してレンコンを多くつくっていることは大変喜ばしいことですが、畑は他市町村に比べ、耕作放棄地が多いように思われます。畑の耕作放棄地が多いことは、市を挙げて収入を得ることができる、魅力的な野菜の普及がないことにつながっております。一時期、新作物としてブルーベリーを推奨したように、いま一度、前向きに、農家、J A、市、県が、農業第一人者の知識を得ながら、リスクを伴わない新たな農作物の推奨や、農業推進研究会の立ち上げがあってもいいと考えます。トウガラシやパプリカなど、外国野菜を生産してうまくいった事例もあるようです。

今後の、当市の農業振興を議論するための提案として質問いたします。1、他市や他県でうまくいっている農作物の事例や、導入費用のリスクが低い農作物の認識、野菜や果物の加工品事例

などを伺います。2、国、県、市、JA等の農業関係団体には新規就農者、農業者の生活を安定化させるための組織や、研究組織があるのか。あるならその内容を伺います。3、当市の特産品となる可能性がある農作物や、今後の耕作放棄地の打開策となる、新たな農作物の推進や展望を伺います。

次に、4番の、土地利用指定区域の見直しについて伺います。

霞ヶ浦大橋の無料開放、土浦北インターからのアクセスのよさから、驚異的に国道354号線は交通量が増しております。同時に、国道に面し、私が住んでいる大和田エリア、深谷エリアは、平坦な地形にもかかわらず、土地が未利用状態で、耕作放棄地が目立ちます。利便性、交通量、1年後に土浦協同病院も隣接のおおつ野ヒルズに移転するため、場所的にすばらしいところで、発展する可能性も大いにあると思われませんが、農地法や調整区域など、多くの縛りや規制がある関係から、住宅や企業の施設が全く建たないと伺っております。私の友人や知人、支援していただいている方々からも、このことについては、なぜ何も建たないのだなどと多く質問を受けております。農地を守ることは大切であります。時代に合わせた土地利用企画や、人を呼び込み、地域を活性化させる考えもあるのではないのでしょうか。霞ヶ浦大橋が開通して一番発展したのは行方市です。水田などの農地に大型商業施設が建ち並び、多くの人々が集まっております。さらに、土浦市のショッピングセンターイオンも農地に立地し、成功した事例であります。農地に太陽光などの発想ではない、農地に多くの人が集まる、若者は家を建てて住む、新たな命が生まれ、市を支える次世代のため、住民や若者が地元で就職できる環境を本気で考えるため、土地利用指定区域の見直しを提案します。さらに、知人の不動産業を営む方から、千代田インター出口エリア西野寺の付近は、インターの目の前の立地で国道沿いでもあるいいところなのだが、規制があって何もできないと言われました。場所は新産業を誘致するには最適なエリアであり、通常、インター付近は工場や企業が建ち、市民の就労の場に最適と思われれます。

市を発展させたい、活性化させたい、そのような思いを込めて、土地利用指定区域について質問をいたします。1、国道354号線沿いの深谷、大和田地区に住宅や店舗が建たない、法の規制などの理由、法の規制を緩和する意思がないか、また、千代田インター出口エリア西野寺の付近での整備や開発をしていない理由についても伺います。2、近年、土浦協同病院が立地し、北インターバイパス開通による交通アクセス改善、神立駅までのバスの運行など、国道354号線沿いは交通量の増加に伴い、人々が生活する最適な地に思えますが、このエリアの土地利用指定区域の見直しをどのように考えているのか伺います。

最後に、5番目の、道路の除草や清掃について伺います。

最近、集落内の市道は、環境保全課が進めているごみ拾いに伴い草刈り作業が行われ、きれいなところや、集落に面していないところは草が伸び放題など、極端な状況があります。さらに、道路に樹木の枝が垂れ下がり車がさわってしまったたり、地権者と連絡がとれないから道路にはみ出した枝払いができなかったり、倒木の危険性など、いろいろな状況があります。市民の安全確保が最優先であるなら、他市やこれまでの前例にとらわれず、何らかの政策をもって対処すべきと考えます。同時に、通学路などは絶えず危険性が伴うことから、まずは安全確保の面から、最優先して清掃をしていただきたい。市民ボランティアやPTAとの連携によつての清掃があつてもいいと思います。近年、緑税と称し、除草作業費を住民から徴収する自治体もあると伺つて

います。新たな税徴収は住民負担となり、決して賛成はできませんが、きれいな地域は誰もが願っているところであります。何らかの費用の確保をして、市全体がきれいなまちにはならないのでしょうか。

そこで、1、市の除草作業はどこをどのようなスケジュールで清掃を行っているのか伺います。2、通学路は草が生えると小さな児童は見えなくなります。同時に、危険性があることから、回数をふやすべきと思いますが、その認識について伺います。3、市全体をきれいにするには、清掃回数の増や、新たな財源確保が必要と考えます。同時に、市民ボランティアなどの協力も必要と考えますが、意見をお伺いいたします。4、道路にはみ出している樹木の枝に対して、市の判断で伐採ができる国内での事例や前例がないか伺います。ないのなら、市独自で対策を講じる制度を設けないか、その考えも伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1点目、文化団体等による公共施設の利用状況については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

2点目、東京オリンピック開催に向けたスポーツ振興については、教育長、教育部長、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目、新たな農産物の推進対策につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、土地利用指定区域の見直しについては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、道路の除草や清掃については、土木部長、教育部長、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

小松崎議員ご質問の2点目、東京オリンピック開催に向けたスポーツ振興について、お答えをいたします。

最初に1番、児童の体力・運動能力を向上させるための対策や指導についてでございますが、各小学校におきましては、体力アップ推進プランというものを作成しまして、実践をしております。そのプランの中では、体育の授業での取り組み、業間や昼休みでの取り組み、学校行事での取り組みなどを位置づけまして、各学校ごとに、児童の実態に合わせたさまざまな取り組みが行われております。

具体的には、体育の授業におきましてはサーキットトレーニング、これは昔からやっているこ

とありますが、ダッシュだとか、懸垂だとか、そういうものを繰り返す、循環型のトレーニング。それから、コーディネーショントレーニング、これは最近出てきたトレーニングですが、余り苦しくないトレーニングだそうであります。五感で察知して、頭で判断して体を動かすと、ゲーム感覚のそういう反射神経を養うようなトレーニングだと思います。それから、昇級型学習カードを取り入れた取り組みなどがございます。また、業間や、業間というのは2時間目と3時間目の間、各学校とも小学校ではかなり長い時間休み時間をとっております。その業間や昼休みにおいても、曜日を決めて、縄跳びや持久走などに取り組んでおります。

茨城県は全国と比較しまして、体力テストにおいて高い結果を残しておりますが、かすみがうら市は茨城県の平均をやや下回っております、体育の授業での十分な運動量の確保に努めるとともに、業間や昼休み、学校行事などの工夫を通して、体力・運動能力の向上を図っていきたいと考えております。

次に、2番、小学生の各種スポーツへの参加割合、肥満度や体力測定の分析状況についてお答えいたします。

市内のスポーツ少年団は、現在9種目で24団体、614名で組織されております。市内大会としましては、合わせて16の大会に約2000人の小学生の参加がございます。全国的な傾向としましては、小学生のスポーツ少年団への加入割合が10%程度でありまして、本市の場合は27%でありますので、全国平均を上回っております。また、県内の登録状況では、団員数で26番目という状況でございます。登録者数につきましては、少子化の影響で全国的な減少傾向にありまして、本市においてもその傾向は同じ状況であります。

次に、肥満度の分析でございますが、軽度肥満、中等度肥満、高度肥満、それを合わせて小学校で11.2%、中学校で13%となっております。学年別で一番高いのは、小学校では第4学年の14.9%、中学校では第1学年の17.7%となっております。高度肥満に該当する児童生徒は、小学校で14名、割合にしますと1.2%、中学校で30名、割合で2.5%います。この児童生徒につきましては、生活習慣の改善が最も大事でありますので、そういうところに力を入れていきたいと考えております。

次に、体育測定、学校で行っている体力テストの分析についてでございますが、かすみがうら市では、小・中学校とも茨城県の平均よりやや下回る結果となっております。小学校では反復横跳びと立ち幅跳びに課題がございます。中学校では上体起こしとシャトルランに課題があります。よい結果が出ているものとしましては、小学校では長座体前屈、体が柔軟であるということでしょう。中学校ではボール投げがあります。市全体の傾向ですので、各学校による違いもございます。具体的な取り組みは各学校で行うこととなりますので、各学校の実態をよく分析して、実態に合った対策を行うように助言していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

小松崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目、文化団体等による公共施設の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

大変申しわけございませんが、貸し出しをしている公共施設のうち、文化的団体の利用が多い霞ヶ浦公民館、千代田公民館、働く女性の家、大塚ふれあいセンターの状況を中心に、私からのまとめたの答弁とさせていただきます。

最初に、1番、利用状況の現況ですが、これらの施設の平成24年度の状況で、利用件数、利用団体数、利用人数の順に申し上げますと、霞ヶ浦公民館は1517件、201団体、3万821人、千代田公民館は1200件、161団体、1万5769人、働く女性の家は8557件、101団体、3万7190人、大塚ふれあいセンターは685件、81団体、1万314人となっており、近年の増減につきましては、千代田公民館の講堂を仮庁舎として利用していた分を差し引きますと、ほぼ横ばいの状態となっているようです。また、近隣市との利用状況の比較でございますが、土浦市の神立コミュニティセンターについて申し上げますと、平成24年度の利用者は延べ3万3841人と伺っております。

次に、2番、減免対象の割合と減免額、減免の基準についてでございますが、こちらも平成24年度の実績で、減免の割合については件数ベースで霞ヶ浦公民館は99.41%、千代田公民館は96.75%、大塚ふれあいセンターは94%となっております。なお、働く女性の家は使用料が無料とされております。また、減免の基準については、各施設の設置・管理に関する条例等で規定されておりますが、概要としては、公共的な利用、文化協会等に加盟する団体に対しては、使用料の減額や免除をすることができるとされております。なお、減免額の計算はされておませんが、使用料収入を平成24年度決算で見ますと、公民館使用料は合計で13万2790円、大塚ふれあいセンター使用料は12万9260円という状況となっております。

次に、3番、利用条件に関するご質問かと思いますが、それぞれ施設の設置目的に合った利用がされるよう、関係する法律や条例に基づき、利用者の範囲や利用内容が定められております。概要を申し上げますと、公民館は主に社会教育としての組織的な教育活動、働く女性の家は働く女性や主婦等の福祉の増進、大塚ふれあいセンターは主に地域住民のコミュニティー活動として利用することができるものであります。住所等の要件につきましては、働く女性の家は在住または在勤、大塚ふれあいセンターは在住ということを原則としております。また、利用の際の人数ですが、公民館については組織的なのということがポイントになるため、複数の人数または団体での利用としていますが、働く女性の家や大塚ふれあいセンターに関しては例規上の規定は設けられておりません。次に、利用目的が個人的や営利目的と判断することがあるのかとのことですが、各施設とも禁止行為や使用制限の内容がございますので、そうした基準で判断がされておりますが、公民館において、月謝的な意味合いで受講料を徴収していることが確認されたため、申請を取り下げただいた事例がございます。なお、企業等が公民館を研修のために利用される場合がございますが、その場合は使用料をいただいているということでございます。

次に、2点目5番、スポーツ振興による地域の活性化に関するご質問にお答えいたします。

ご質問をいただきましたように、スポーツに着目して市民の健康の保持増進や地域活性化を進めていくため、市といたしましても、総合計画において、スポーツや健康をテーマとした観光イベントの創出や、市民の交流が促進されるよう、スポーツレクリエーションの機会の創出を図ることとしております。代表的な例としましては、かすみがうらマラソンが挙げられ、市民マラソンでは国内第3位のエントリー数を誇ると聞いております。また、最近の市の取り組みといたし

ましては、昨年度から自転車耐久レース、かすみがうらエンデューロを開催しており、愛好家の中では知る人ぞ知るサイクリングのメッカとして定着し、歩崎公園一帯の知名度が向上していくものと期待しているところであります。さらに、市内の状況を見ましても、運動公園施設や近隣のフィットネスクラブに限らず、道路でもマラソンやサイクリングにいそしむ方を見かける機会が多くなっていると感じております。グループや個人の単位での様々なレクリエーション活動が展開されているところでございます。

このように、スポーツや健康維持に対する市民の関心は高まってきており、東京オリンピックや茨城国体などもよい機会でありますので、本市の特性を生かした観光振興や、スポーツ普及による健康増進、市民交流などにつなげられるよう、従来の各種イベントやスポーツ大会などのあり方も工夫しなくてはいけないかなという必要があると考えております。

5点目3番、道路の除草や清掃についてのご質問のうち、清掃回数やボランティアなどの協力についてお答えいたします。

年3回の市内一斉清掃の際には、空き缶拾いやごみ拾いにあわせて、草刈り機や鎌などによる除草作業を行っている行政区がございまして、また、それ以外の時期に、雑草の育成状況に応じて除草作業を行っている行政区も見受けられます。これらは市からの強制ではなくて、行政区が自主的にボランティアで行っていることであり、市民協働の観点からも大変ありがたいことだと考えております。

以上でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

小松崎議員の2点目3番、スポーツ振興に係るスポーツ団体間の交流についてのご質問にお答えいたします。

スポーツ少年団に関して申し上げますと、現在でも広域的な交流大会が行われております。一方、一般の団体につきましては市内大会をメインとして、予選大会の勝利チームが県大会等の上位大会へ進出するケースはありますが、親睦や交流のための大会については把握しておりません。今後につきましては、体育協会のほうともよく協議しながら検討したいと思っております。

次に、4番、全国大会の誘致についてお答えいたします。

平成31年には、本県で2回目となる第74回国民体育大会、いわゆる茨城国体が開催予定であります。東京オリンピックの前年の開催となることから、県内を挙げての取り組みとなることが期待されております。現在までに、全44競技中39競技の開催地が決定しております。本市も開催地としての可能性を検討いたしましたが、残念ながら、全国規模としての競技場の規格の面で、候補地とはなり得ませんでした。しかしながら、近隣市の開催サポート等に可能性があるならば、かかわっていきたいと考えております。

次に、5番、スポーツ振興による地域の活性化についてお答えいたします。

教育委員会としましては、子どもから高齢者までが、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営めるよう、各種事業を展開しております。今後とも、生涯スポーツ社会の実現に努める

傍ら、市民の健康づくりを応援していきたいと考えております。

次に、5点目2番、通学路の除草回数に関するご質問にお答えいたします。

通学路につきましては、日ごろから学校やP T A、さらには区長さんを初めとした地域の皆さんに注意を払っていただいております。除草につきましても、雑草の繁茂など、危険箇所の情報提供や除草の要望をいただいております。道路については市の道路整備課や国・県道の道路管理者などにおいて、環境整備にご尽力をいただいておりますが、このような情報提供や要望を受けて対応をお願いしております。このほか、学校やP T Aにおいても、直接地権者に除草の協力をお願いしたり、学校やP T Aの奉仕作業の中で対応したりしている例もございます。また、指導面でも、通学指導や立哨指導などにおいて、児童生徒の安全確保を図っております。今後とも、道路管理者や地域、学校、P T Aと連携をとりながら、児童生徒の交通安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、3点目、新たな農作物の推進対策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、1番、他自治体でうまく進んでいる農作物や、導入費用の低い農作物の事例等ということでございますが、まず、県内では、県の農業総合センターという施設でさまざまな研究が進められております。ここでは主要作物の新品種を開発したり、その生産特性や品質等を明らかにして、本県に適した品種を選定し、また、新しい素材や先端技術の活用、低コストや省力技術などの開発を通して、生産者がつくりやすく、高品質・多収を実現できるような栽培方法の研究を進めるなどを行っています。そこで開発された新品種として近年の例を挙げますと、梨の早水や恵水、米のふくまるなどがあり、また、ブドウの一種であるシャインマスカットについても、他県産との差別化を目指して、大粒で外観・食味のよい、高品質で安定生産できるような技術研究が進められ、市内においても徐々にその生産をする方がふえてきているところです。

これらは県内でもともと生産されている作物の新品種等であり、やはり、本県の風土等に適した品種を選ぶという視点も必要なことから、全く新たな作物を導入し、産地形成に至るとするのは、他の自治体でもなかなか目立った実績は見られないところです。当市では新作物の作付支援事業を導入し、十数年前より盛んに作付が行われるようになったブルーベリーが、現在では県内でもトップレベルの産地となっている実績もあります。今後も、県を含め、そうした研究機関からの情報収集あるいは連携を図るとともに、さまざまな可能性を模索しながら、当市の農業生産への支援を図ってまいりたいと思います。

また、野菜や果物の加工品についても、大変多くの事例があると認識しております。当市においても、先ほどのブルーベリーもそうですが、さまざまな作物を原料とした加工品がつくられており、かすみがうら市のブランドである「湖山の宝」の推奨品にも、現在17の加工食品が登録され、市としてもその販促のPRを図っているところでございます。また、加工品の開発に当たっては、生産、加工、流通という中で付加価値の拡大が期待されるため、これらを一体化した6次

産業の重要性が増しているところでもあります。国や県とも協力を図りながら、こうした支援にも引き続き力を入れてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番、新規就農者等のための組織に関するご質問にお答えいたします。

現在の農業後継者不足は大変深刻な問題であり、県を中心としました土浦地域就農支援協議会において、新規就農者への相談や、就農後の支援体制を図っております。その他に新規就農支援としまして、国の定める要件を満たしていれば、就農後5年間、年間150万円が給付される青年就農給付金制度を実施しており、昨年度は3組4人、今年度上期には4組5人の方が利用されております。しかし、現在の制度では農地要件について、給付対象者自身が所有する農地または親族以外から利用権設定している農地が、親族から利用権設定している農地より多くないと対象になりませんが、来年度からは、親族からの利用権設定農地でも対象になるよう緩和される見込みでありますので、さらに利用者の方が増加していくことを期待しております。

次に、3番、市の新たな特産品や、耕作放棄地打開策となり得る農産物の推進や展望についてということですが、現在かすみがうら市では、特に生産が盛んであるレンコンと梨が、県の青果物銘柄または銘柄推進産地の指定を受けており、市内ではそのほかにも、本県の特徴ともいえる大変豊富な種類の作物が生産されておりますので、こうしたことを利点として生かしてまいりたいと思います。そして、先ほどのお話と重複することになりますが、作物や加工品の普及促進に当たっては、単にそれを生産するという視点だけ、つくれば売れるという考えではなく、その後の出荷、販売、そして生産者等の収入増加、産業の活性化につながるということが肝要であり、またそれが新規就農者の増加や耕作放棄地の解消に資するところかと思っておりますので、現在作付されている作物を含め、県などの研究機関からの情報収集、情報交換を図りながら、さまざまな可能性を模索してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

小松崎議員の4点目、土地利用指定区域の見直しについてのご質問にお答えいたします。

1番、国道354号線沿いの深谷・大和田地区に住宅や店舗が建たない理由について、法の制約などの点から伺う。今後開発等を推進するために市として何らかの計画をつくるとか緩和措置を講ずるなどの考えはないのか伺う。また、マスタープランに示されている千代田石岡インター出口エリア付近の整備や開発が進まない理由について伺うと、2番、近年、土浦協同病院が立地し、北インターからの国道354号線バイパス開通による交通アクセス改善や交通量の増加に伴い、人が生活する最適な地になるように思えるが、このエリアの土地利用指定区域の見直しについて伺うについては、関連ですので一括して答弁いたします。

ご指摘の深谷地区においては、都市計画法で定める市街化調整区域となり、市街化を抑制すべき区域で、都市化を助長するような開発は原則として制限され、用途地域などの土地利用計画や、市街地開発に関する都市計画は実施できないとされております。しかし、日常生活のために必要な店舗及び要件に合致した住宅は制約から外れ、建築が可能とされております。また、旧霞ヶ浦

町においては、市街化調整区域内において、平成15年7月に戸崎原地区、深谷地区ほか市内14カ所に建築要件を緩和し、容易に住宅などが建築可能な制度として、知事の許可を受けた区域指定制度を取り入れ、これまでに多くの開発が申請されているところであります。なお、大和田地区においては都市計画区域外となりますので、一定の規模以上は市の開発要綱等により該当となりますが、条件がなく、容易に住宅の建築が可能な地区となっております。

千代田石岡インター付近の開発につきましては、都市計画法第34条における立地基準に、指定路線区域等における大規模な流通業務施設の取り扱いが示されており、同地区は平成11年1月に知事より指定を受け、比較的开发が可能な地域とされているところであり、今年8月に初めて制度を利用して大型の物流倉庫の開発申請があり、現在建設中であり、今後、これを拠点に、さらなる期待が持てるところでございます。

したがって、これらの区域の見直しにつきましては、緩和措置が既に講じられていることや、指定した区域にまだまだ空間容積があることなどから、現時点における見直しは難しいと思っております。なお、市といたしましては、直接的に、自主的かつ総合的にまちづくりに取り組むことができる手法の一つとして、平成27年度をめぐり、開発行為の許可等に関連する権限を県から移譲すべく準備を進めており、平成26年度から関連する条例制定など取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、5点目1番、市で行っている除草作業は、どこの箇所をどのようなスケジュールで行っているのかについてお答えをいたします。

幹線道路の除草作業でございますが、業者委託により、霞ヶ浦地区については国道354号で南北に分けまして、2工区約6万4000平方メートル。千代田地区につきましては幹線道路、常磐自動車高速道路側道を2工区に分けまして、約3万5400平方メートルにつきまして、年1回、7月から8月までの期間において実施しております。なお、通行量が多い通学道路につきましては、路肩に雑草が生い茂り、道路・歩道幅が狭く、危険と思われる箇所も見受けられますことから、業者への除草作業委託前において、職員により実施している箇所もございます。通学路となります霞ヶ浦地区の水資源道路においては、PTA関係者により例年除草作業を実施していただいているところでございます。さらに、業者委託での除草作業後においても、雑草が繁茂するなど通行等による危険箇所につきましては、次の2番、3番の回数に関するご質問にも関連いたしますが、常時速やかに、職員による対応、シルバー人材センターへの委託等により、適宜に除草作業を実施しております。しかし、市道路線及び通学路の全ての除草につきまして、現在の予算枠で対応することは非常に困難と考えており、地元及び関係者の皆様の協力を賜りますようお願いするものでございます。

次に、5点目4番、道路にはみ出している樹木の枝等に対して、市の判断で伐採・除去することはできないのか、事例、判例等をもとに伺う。もし伐採・除去することができないのであれば、効果的な行政指導の方法など、他自治体の例を含め、どのような対策を講じる考えかについてお答えいたします。

道路・歩道に張り出した樹木や枝などは、歩行者や自動車などの通行の支障となるだけでなく、見通しを悪くし、事故の原因となることがあります。民法第233条第1項の規定では、伐採を請求する権利があるにすぎず、道路管理者が所有者の同意なく伐採することはできません。

効果的な行政指導でございますが、現地を確認し、所有者に危険予防の観点から樹木の適正な管理を文書にて依頼しております。しかし、所有者がさまざまな事情により伐採・撤去ができない場合、市が伐採することについての承諾書の提出を求め、承諾が得られた場合に限り、市の職員、シルバー人材センターへの委託等により伐採を行っております。特に、水資源道路など幹線道路につきましては、状況を的確に判断し、市の主導において地権者の承諾を得、伐採業務を委託しております。また、広報紙に掲載するなど、個人の管理・責任のもとで剪定、伐採など、早目の処置をお願いしている状況でございます。

なお、隣接市の対応でございますが、土浦市においては、公道に接する植栽等の管理については所有者側に通知するのみであり、市予算による対応は行っていないとのことであります。石岡市であります。所有者が適正な管理をする旨、通知するとともに、所有者の承諾を得て市の予算により対応する場合もあるとのことであります。ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時04分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1点目の文化団体による公共施設の利用状況ということで、たしか環境経済部の所管でも幾つかあったことと思いますけれども、環境経済部のほうからの答弁を求めたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、小松崎議員の質問にお答えいたします。

環境経済部で所管する公共施設は、歩崎公園内に立地する農村環境改善センターと、あゆみ庵になります。24年度の利用状況について、農村環境改善センターでは113件、利用団体数58団体、利用者数2,720人になります。利用者の増減については、利用者数は横ばい傾向でしたが、近年、スポーツ団体等の合宿としての利用者がふえております。近隣市との比較については、土浦市2,922人、行方市2,322人になり、ほぼ同様の利用状況となります。あゆみ庵については利用件数305件、利用団体数は6団体、利用者数は370人になります。利用者の増減については、利用者数は減少傾向であることから、近年は和服の着つけや子育て支援など、茶道以外にも新たな事業を展開して利用促進を図っています。近隣市との比較については、該当する施設はありません。使用料については、各施設とも、条件に基づき適正に利用者から料金を徴収しています。また、営利目的の利用者は割増しの料金を徴収しています。文化団体等の使用料の取り扱いについては

特に減免等の処置はしておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

次に、多くの利用人数があります公民館の利用状況について再質問します。

3番目の中で、個人的また営利目的についてということで、このようなお話を聞くことがあるんですけども、文化団体であっても、1名か2名で、広い部屋でクーラーをきかせながら練習をしていると、こういう状況があるということを伺っています。無料で貸し出すわけでありまして、高額な光熱費をかけて文化団体等を保護しなければだめなのかどうか。少人数の根拠なども含めて考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

ただいまの公民館の利用の人数等に関するご質問でございますが、かすみがうら市公民館設置及び管理に関する条例では人数制限についてはうたっておりませんが、個人の使用につきましては、社会教育法第2条で、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を社会教育と定義しておりますので、公民館の個人の利用につきましては、この組織的な教育活動に当たらないことから、各部屋を個人に貸し出しするということを行っておりません。公民館の有効利用の観点からも、複数人からの使用であれば利用を許可するという内容でございます。また、文化団体につきましても、個人でやっている団体はございませんので、基本的には組織で活動されているというふうに認識をしておりますので、文化団体につきましては申請があればそのまま貸し出しをするという内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

その文化団体のことなんですけれども、同好会も含めてですけれども、規約とかの確認はしておられるのでしょうか。例えば会長、副会長、会計といったものを確認しているのかどうか伺います。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

文化団体につきましては、加盟団体につきましては、会長さん、規約、そういったものは確認させていただいております。また、そのほかの団体の利用者につきましては、申し込みの時点で会の目的でありますとか、活動内容、申し込み人、そういったことは確認しておりますけれども、全ての内容を確認しているものではございません。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

講習会で、受講料を高くとっている団体があると伺っているんですね。例えば、ダンスのような講習会で、1人月7,000円ぐらい。それも受講者が30人ほどいて、月20万も収益を上げているんですね。先ほど公室長の答弁では、そういう営利目的の団体はお断りした経緯があると答弁がありましたけれども、他の自治体では、上限は月の、月謝と言っておかしいんでしょうけれども、資材費とかそういうのも含めて、2万円ぐらいを上限に定めているところが大半だと伺っているんですね。当市ではそういう上限は設けていないのかどうかをお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

各団体の活動の中で講師の先生に支払う謝礼等の上限については、制限は設けてはおりません。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市の公共施設でありますから、公正・公平な貸し出し、運営をしていただきたいと思いますので、これからもその辺のチェックは十分にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、東京オリンピックに向けた開催についてですけれども、これは私の質問が適切ではなかったのかどうか知りませんが、市の取り組みについてはそれなりの答弁がありましたけれども、今回の質問の眼目は、東京オリンピックの開催に向けたスポーツ振興ということですので、教育長に伺いたいですけれども、東京オリンピックに向けての具体的な取り組み、また、その辺の決意をお伺いできればと思います。よろしく願いします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

東京オリンピックに向けて、具体的に特別なことを現在行っているわけではございません。ですが、本市の中学校の部活動におきましては、ことしも、テニスで関東、全国大会で活躍する選手が出ました。水泳でも関東大会に出場しております。それから、中学2年生の男子で、バレーボールなんです、茨城県の強化選手に選ばれている生徒がおります。それから、この前スポーツ少年団の大会を見にいったんですが、6年生で、背もすらっとして、男子バレーなんです、これは伸びそうだなという選手もおります。6年生といいますとちょうど高校3年のときが茨城国体に当たりますので、ここら辺も強化選手になってくるんじゃないかなと期待をしているところでございます。全体的な子どもたちのレベルアップを図りながら、そういう素質のある子どもたちはいろいろな機会に出して、そして活躍してもらって、できれば関東、全国、そして東京オリンピックに出て活躍してもらいたいと、そういう期待は持っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

続きまして、新たな農作物の推進対策について再質問させていただきます。

先ほど、いろいろ当市で農作物の推進を図っているという答弁がありましたけれども、そのほかに具体的に野菜や作物があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ご質問にお答えいたします。

当市に合っている作物がほかにどのくらいあるかということでございますけれども、新たなものとしては、作付が行われ始めているものとして例を挙げさせていただきます。先ほど新品種としてご紹介いたしました、米のふくまる、ブドウのシャインマスカットなどは、積極的に作付されている方が出ております。また、ブルーベリーのほかに、市の作付支援事業の対象としている梅の新品種、露茜についても、平成22年度ごろから作付が行われ、本年度JA土浦の梅部会さんが中心となって、加工品製造、梅シロップに至っております。また、近年では、千葉県で開発された大粒の落花生の作付を新たに導入している生産者もおられるようでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それと、1回目の答弁の中で6次産業という言葉が出てまいりましたけれども、その6次産業についての意味と、その成功例を教えてくださいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、6次産業についての成功例等をご説明いたします。

6次産業についてはやはり、生産、加工、流通、販売という中で付加価値を拡大し、それに伴う販売益の増加を目指すというところに大きな意味があるものと思います。それを地域内で進めることで、地域経済の活性化にもつながるものと考えております。また、成功例ということで、現在、全国的にも6次産業化の取り組みが進められており、非常に多くの事例があるところですが、近年、県内であった事例を2つご紹介いたします。

1つ目は、水戸市内の農業生産法人が実施した、地元企業との連携によるパプリカを使用した商品の開発であります。これについては、温室の建設でパプリカの生産量を上げたところ、夏から秋にかけて供給過剰になったということで、加工専門の企業と共同開発で一部をペースト加工し、青果の価格安定と加工品の販売収入を伸ばしたというものでございます。加工品の売り上げが平成21年は100万円、22年は300万というような実績でございます。

2つ目としまして、笠間市内の農業生産法人が実施した、産地リレーによる高品質の大根つまの周年安定供給の取り組みです。産地リレーとは、農作物の栽培技術が向上した結果、野菜、果物ごとに、その土地での旬が、細長い日本の地形を利用して、次々にリレーのように移動してい

くことで、これにより安定的に野菜を通年供給していく仕組みが可能となります。例えばレタスは、夏は長野県や岩手県、秋は茨城県や香川県、冬は静岡県が主な産地となります。これらは自社栽培ではなく、大根栽培の専門農家との契約で、そのネットワークによる産地リレーを構築し、周年での安定した加工出荷を実現し、価格だけでなく、従業員の周年雇用確保にも至ったというものでございます。雇用人数的には平成1年には5人でありましたが、平成22年には50人、同時期の比較で27倍程度の増加ということでございます。また全国では、徳島県で高齢者が、料亭やすし屋で飾りとして使われるつまものの葉っぱを採取して出荷する葉っぱビジネスで、1人の年収で500万円以上を稼ぎ出している町もあります。県内では稲敷地域で、高齢者が栽培しやすいようにイチジクを改良し、ブランド化を目指しているところもあるようでございます。

これに限らず、こうしたこれまでの事例を参考にしながら、今後も国や県と情報交換を行い、協力を図りながら、調査・研究をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

細かくて申しわけないんですけども、先ほど産地リレーという言葉が出てきましたけれども、産地リレーというのはどういう内容ですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

日本が細長い地形になっているということから、同じ品物であっても県とかそういうもので旬が違いますので、例えば、長野県、岩手県、茨城県、香川県というように旬が移動するということで、それをネットワークでつないで安定供給をするようなものだと考えています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

いろんな取り組みを通して、このかすみがうら市の農業が明るく希望の持てる、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、土地利用指定区域の見直しについてでありますけれども、これはいろんな法的な縛りとかあるんでしょうけれども、これからも前向きな検討をお願いしたいなと思います。これは要望にしておきます。

それと、最後の、道路の除草や清掃についてでございますけれども、非常に私も今まで土木部にもいろいろと要望して、すぐに取り組んでいただいた経緯があります。また、10月と11月の広報紙には、そういう除草作業の、また枝払い等の広告も出していただきました。ただ、小さいんですね、記事がね。これをもう少し大きな記事にさせていただきたいと思うんです。これは回覧、まあ広報紙は皆さん各戸でとりますけれども、A4版ぐらいの大きさと、回覧という形で周知徹底していただければなと思いますけれども、これは市長公室長かな、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

今おっしゃいました、確かに広報紙は限られた紙面でございます、確かに小さい記事になってしまいました。そういった意味では、周知徹底の意味で、区長会長さんとかも含めましてちょっと相談をさせていただきまして、回覧ということでも今後検討していきたいと。ただ、除草とか枝払いの時期がありますので、その辺もちょっと検討させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは最後、市長に要望なんですけれども、市長はいつも、いつもと言うか、去年の繰越金が7億、8億と、いっぱいお金が余ったと喜んでいますが、こういうお金があるんですたら、もう少しまちの美化にもお金を使っていたらいいなと、そう思うんですね。今聞きますと、市では年に1回程度しか除草作業もしていないと思うんですけれども、シルバーさんを使ったり業者さんに依頼したりして、もう少し美化運動に力を入れていただければと思います。これは要望です。

それから、私はことし1年間でこの一般質問を、24の主題で60項目の質問をいたしました。一般質問は、市の認識や取り組み、それから市民の立場に立って、そこが知りたいと、そういう内容で質問したつもりでありますけれども、その結果はいつも報告がないわけですね。こちらから聞きにいかないと、この一般質問の内容を回答していただけないというところがありますので、これは質問予告ではありませんけれども、来年3月の第1回定例会では、この私の24主題60項目について総括の意味で質問し直すかもしれません。ですから、あと先3カ月あるわけですから、本当に市が真剣に取り組んでいるのかどうかというのを見きわめたいと思いますので、どうぞ、そのことし1年間の質問に対しての取り組みをさらに強化していただきたいと念願して、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

ご苦労さまです。日本共産党の佐藤文雄です。

安倍政権は11月26日、秘密保護法案を衆院で強行採決を行いました。この法案は、憲法の基本原則を覆し、自由と民主主義を根底から破壊するものであり、断じて認められません。日本共産党は、国民の圧倒的多数のノーの声を力に、参議院での闘いで、憲法違反の希代の悪法を廃案に追い込むために全力を尽くしております。

安倍政権の暴走はとどまることを知りません。しかし、消費税増税、原発再稼働、憲法9条改定、TPP問題、米軍基地問題など、安倍政権の暴走の具体化の1歩1歩が、国民との間での矛盾を深め、あらゆる分野でそれが噴き出し、早晚政治の激動的局面が起こることは避けられないと考えます。日本共産党は安倍政権の暴走と正面から対決し、どんな問題でも国民の立場に立った建設的な対案を示すとともに、国民との共同を広げて悪政を包囲していく、対決、対案、共同の立場で奮闘する決意であります。その立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

問1、福島第一原発の汚染水対策について、市長の見解を伺います。

日本共産党は9月17日、福島第一原発の放射能汚染の危機打開のための緊急提言を発表いたしました。原発のこの放射能汚染の問題は極めて深刻な事態であり、放射能汚染の拡大を制御できない非常事態に陥っております。今、原発への態度や将来のエネルギー政策の違いを超えて、汚染水問題の抜本的解決を最優先に据え、政府や全ての政党、科学者、技術者、産業界の英知と総力を結集することが、緊急かつ最重要の課題となっているのではないのでしょうか。国が全責任を持って危機を打開すると言うなら、まず第1に放射能で海を汚さないことを基本原則として確立する、第2に放射能汚染の現状を徹底的に調査・公表し、収束宣言を撤回するとともに、非常事態という認識の共有を図ること、第3に再稼働と原発輸出のための活動を直ちに停止し、放射能汚染問題の解決のためにも、持てる人材、物的資源を集中する、第4に東電を破綻処理し、コスト優先、安全なおざりを抜本的に正す、以上、少なくともこの4つの問題をただし、姿勢を転換することが必要だと問題提起を行いました。

茨城でも、海産魚介類の出荷制限により、漁協、鮮魚組合、加工組合等が大打撃を受け、海水浴客も激減しております。市長の見解を求めます。

問2、霞ヶ浦の放射能汚染対策と漁業者へのなりわい支援について、市長の見解を伺います。

原発事故によって霞ヶ浦流域に降下した放射性物質が、流入河川などに集まり、徐々に霞ヶ浦に移動しつつあります。平均水深4メートルと浅い霞ヶ浦では、風が吹くと波が立ち、放射性物質を含む底泥が簡単に巻き上げられ、水中に漂い、長い時間懸濁することになります。水中を漂う底泥はそのまま岸に打ち寄せられ、浅瀬や岸に堆積したり、水しぶきとともに陸地に飛散したりすることが考えられます。

霞ヶ浦流域河川の放射性物質調査に関して、環境省は24河川、県は32河川で実施し、全56河川の調査が行われていますが、流入河川の放射性物質の調査を詳細に実施し、霞ヶ浦に放射性物質が移動しないよう、必要な対策が求められております。県は、国に対して河川等における実効性の高い除染技術を確立して除染ガイドラインを改訂するよう要望していますが、その回答は出されたのでしょうか。

霞ヶ浦は、漁業、農業も含め、140万人が利用する命の水と言われています。放射能汚染によって、特に漁業者及び加工業者の営業に深刻な打撃を与えております。市長は霞ヶ浦を多面的な資源として活用することは非常に大事だと述べていますが、漁業者へのなりわい支援についてはどのような施策を考えているのでしょうか。答弁を求めます。

問3、原発事故子ども・被災者支援法の閣議決定について、市長の見解を伺います。

政府は10月11日、原発事故による被災者を支援する、子ども・被災者支援法の基本方針を閣議

決定しました。基本方針で定められた支援対象地域は福島県の33市町村のみにとどまっており、本県の自治体は指定から除外されました。取手、守谷、常総、つくばみらいの4市は、方針案に対するパブリックコメントで指定を求める意見書を提出しましたが、今回の閣議決定について、市長の見解を求めます。

問4、東電の損害賠償の現況について伺います。

常陸牛の販売業者の請求に対して、東電は、常陸牛がブランドだとしても、同種の原材料をほかの事業者から調達することが不可能または著しく困難とまでは必ずしも言えないとして、相当因果関係を否定しています。干し芋生産者の請求に対して、統一請求書式での請求を拒否し、個別直接請求書式による請求でなければ受け付けないとして受理しておりません。まきを燃料としてピザを焼く飲食店において、燃やしたまきの灰から2000ベクレルを超える放射性セシウムが検出されて、地元のまきを使用することができず、遠方から取り寄せざるを得なくなった店等々が、ことごとく相当因果関係を認められておりません。東電茨城支店は、県内22業者に補償の打ち切りを通知しております。また、東電は自治体の除染費用等の賠償請求についても、一部しか支払われていないと聞きます。当市における損害賠償の現況について、それぞれ報告を求めます。

2、総合的な子育て支援策について。

問1、子ども・子育て支援新制度と、さくら保育所等の公立保育所の役割について伺います。

私は前議会にて、子ども・子育て支援新制度の問題点を8項目にわたって指摘しました。新制度では、保育所とそれ以外の施設・事業は、利用手続と市町村の責任が大きく異なる仕組みとなる問題です。修正児童福祉法24条1項により、保育所はこれまでどおり市町村の責任で保育が実施されます。したがって、保護者は市町村に入所を申し込み、市町村の責任で入所先の決定、保育の提供が行われます。一方、24条2項により、保育所以外の認定こども園や地域型保育事業は、市町村は直接的な責任を負いません。保育の利用ができるかどうかは、事業者と利用者との直接契約で決まります。この点については市当局の回答はありませんでした。24条1項の規定は、保護者が保育所入所を求め続ければ、市町村はそれに応えて子どもを保育所に入所させる責任を負うという点で重いと言えます。それに対して2項の規定は曖昧で、市町村が努力したと言い張れば、たとえ保育所以外の施設で保育の利用ができなくとも、その責任を追及することは非常に困難です。こうした法的責任のとり方の格差は、子どもの平等という原則から大きく外れております。

そのような意味で、市立さくら保育所等の公立保育所の存在は、保護者にとって安心して子育てできる環境と言えると思いますが、答弁を求めます。また、市立さくら保育所父母の会から市長に対して、市立さくら保育所の維持・継続を求める要望書が出されていますが、市長の見解を求めます。これに関連して、新制度に向けた子ども・子育て会議が、当市においても設置されました。構成メンバーと現段階での進捗状況について報告を求めます。

問2、中学校卒業までの子ども医療費完全無料化実施について伺います。

当市は、中学卒業までの子どもの医療費は無料となっていますが、所得の制限があります。今、子どもの貧困が広がる中、私は本当の意味での子育て支援とは、子どもの医療費完全無料化だと確信しております。所得制限を撤廃し、自己負担なしの完全無料化にはどれだけの財源が必要なのでしょうか。完全無料化の考えはないのか、答弁を求めます。

問3、学校給食の無料化について伺います。

私は何度となく学校給食の無料化について取り上げてきましたが、第2回定例会の一般質問で教育部長は、ほかの子育て支援策との関連も踏まえながら、無償化については引き続き検討してまいりたいと回答しております。一方、市長は田谷議員の少子化対策についての一般質問に、学校給食の無料化も考えているとの答弁をしておりますが、検討結果は出たのでしょうか。答弁を求めます。

問4、就学援助制度の積極的活用について伺います。

就学援助制度とは、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品など、学校教育法に基づき資金を支給するものであります。生活困窮度が増し、貧困の教育への連鎖が深刻になっております。全ての該当者が活用できるよう、入学時だけではなく全ての学年に、就学援助制度の内容や申請手続を文書で配布することが必要だと考えます。加えて、生活保護基準の1.3倍から1.5倍にすること、申請について自己判断ができるような目安となる所得額を提示すること、民生委員の所見をつけないことなど、申請しやすくすることが必要であります。検討結果など、改めて答弁を求めます。

学校統廃合について伺います。

問1、学校統廃合の問題と課題について伺います。

当市は霞ヶ浦地区の中学校、北中を南中に統合して、来年度から霞ヶ浦中学校とすることを決めました。私は、この統廃合は生徒や保護者に大きな負担を強いる結果になるとして反対しました。いずれにしても、当市の小中学校の統廃合計画は余りにも拙速であり、無理があります。特に、地域住民の十分な合意を得ていないのではないかと考えます。文科省は昭和48年9月27日に、公立小・中学校の統合についてという通達を出しておりますが、この通達について教育長の見解を求めます。

問2、当市の、いじめ防止対策推進法への対応について伺います。

さきの通常国会で、いじめ防止対策推進法案が可決、成立しました。衆参両院とも、わずか4時間の審議で、関係者からの意見聴取もありませんでした。日本共産党は、法案には原則的な問題で見過ごせない点が含まれると反対し、関係者の意見も聞き、法案をつくり直すことを求めました。

法律には、子どもにいじめ禁止を命じ、いじめる子どもは厳罰で取り締まろうという仕組みがあります。取り締まり的対応がふえ、いじめの解決に欠かせない子どもと先生の信頼関係を壊してしまえば、本末転倒であります。厳罰化はいじめを行う子どもの鬱屈した心をさらにゆがめ、人間的に立ち直る道を閉ざしかねません。また、遺族の知る権利も不十分だと思います。

法律に基づき、全国の学校に、専門家も加わるいじめ対策の組織を置くことが求められております。さらに法律は、国や自治体のいじめ対策の予算措置の努力を定めております。私は、直ちに来年度予算で、保健室の先生の複数配置など、関連予算を思い切ってふやすべきだと考えますが、今回の法律への対応について教育長の答弁を求めます。

4、向原土地地区画整理事業について伺います。

この事業は、当初から都市計画決定もされず、都市計画道路の1本もなく、地形的には袋小路の状態であり、土地地区画整理の目的である、健全な市街地の形成にはなっておりません。したが

って、この事業は公共性が担保されない一民間の宅地開発事業と全く変わらないことは明らかです。しかし、市当局はこれまでこの事業、面積6ヘクタールに対して、既に6億円以上の公金を投入しております。問題なのは、この事業にかかわる損失補償について市長が、最終的に市のさらなる税金の投入、負担もやむを得ないとの見解を示していることでもあります。

問1、保留地の欠損金の対応について伺います。

保留地の欠損額の増額は2億2861万6000円とのことですが、その欠損金について、誰の責任で決着を図ると考えているのでしょうか。答弁を求めます。

問2、仮換地購入者の新組合と売り抜けした旧組合の対応について伺います。

本来この事業は、保留地販売を優先して完了しなければなりません。しかし、一部組合員には破格の値段で仮換地を販売して、保留地販売を困難にした経過があります。問題は、仮換地を全て売り払い、組合から脱退した地権者（旧組合員）が2名いることでもあります。組合がみずから招いた欠損金について、仮換地を買って新組合員となった住民に責任を転嫁する考えなのでしょうか。また、売り抜けして組合から脱退した地権者に対して、市はどのような対応策を考えているのでしょうか。答弁を求めます。

問3、組合事業に対する市（町）当局の異常な介入について、お伺いをいたします。

この事業は当初から、組合施行とはいいいながら、旧千代田町当局が事実上組合を仕切って進めてきました。そして、一部組合員の声を無視して、町当局は調整池の工事を強行しました。これを強引に進めたのが鈴木元市長であります。本来、組合施行による区画整理事業は民間の宅地開発事業であり、自治体は直接かかりません。そういう意味で、旧千代田町当局は異常であります。町当局が事務局まで丸抱えで深く関与しているのはなぜなのか。これは事業を起こすことで利益を享受できる関係者がいたのではないかということでもあります。千代田町は長い間、官製談合が続いてきました。区画整理事業といっても宅地開発事業という土木工事であります。私はこの事業についても官製談合があったと確信しております。市当局が主張する技術的支援を超える、組合事業への異常なまでの介入について、改めて市長の答弁を求めます。

問4、損失補償における税金投入の問題について伺います。

これまでの私の質問で、さらなる税金投入は一部地権者への利益供与になることは明白であります。市長は前議会で、結果的に損失補償の話が話題になっていることは大変遺憾だと述べました。議会に対して損失補償の同意案件を提出する考えでいるのでしょうか。答弁を求めます。

5、水道事業について。

私はこれまで、県の過大な水需要計画、いわゆる水のマスタープランの問題点を明らかにし、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの無駄な水開発をやめるよう、再三要請してまいりました。

問1、県の、いばらき水のマスタープランと実施協定の変更について、神立駅東部地区整備構想にかかわって、再度伺います。

県の、いばらき水のマスタープランはたびたび変更されてきましたが、過大な人口予測と水需要計画は、実態との乖離は解消されておりません。当市においても、過大な人口予測による実施協定が結ばれていますが、特に市長が出島村長だった20年前の、神立駅東部地域整備構想を根拠とした人口予測に基づく実施協定の変更は、今となっては実態に合っておりません。この構想は消滅したわけですから、当市の人口と水需要に見合った実施協定にすべきと考えますが、答弁を

求めます。

問2、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業など、水開発事業と水道料金の関係についてお尋ねします。

八ッ場ダムの完成を2015年から2019年に延長する、八ッ場ダム基本計画変更に対し、茨城県は同意すると国交省に回答しました。八ッ場ダムは建設費4600億円、茨城県の負担額は268億円です。既に227億円支出しました。これまで、工期延長や事業費の倍増など3回の見直しがあり、今後、500から600億円の増額も指摘されており、事業費の大幅増額は必至であります。一方、県企業局は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業などが完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさむとして、県から水の供給を受けている関係市町村からの水道料金引き下げ、これを拒んでいます。これらの大型事業が完成した場合、県の水道原価が引き上がることは必至であります。水道事務所長は、霞ヶ浦導水事業が完成した場合、県中央用水事業からの1立方メートル当たりの負担額は4.7円となると答えました。

水道料金について改めてお尋ねします。1つ、平成24年度決算ベースでの給水原価は幾らでしょうか。2つ、県企業局の、この現有能力7万8000トン見合いでの暫定協定水量で検討するようとのことでありますが、その場合の給水原価。3つ目に、当初、出島村の協定水量は4200トンでありました。その場合の原価は幾らなのか。そして、変更した後の実施協定水量6700トンにした場合の原価は。以上、それぞれの数値について答弁願います。

加えて、来年4月からの消費税増税8%に伴う水道料金を引き上げる改正条例が、今議会に提案されております。水は生活に欠かせないものであり、水道料金の引き上げはやめるべきです。引き上げを回避するためにはどれだけの財源が必要となりますか。答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

休 憩 午前 11時49分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策についてお答えいたします。

最初に、1番、福島第一原発の汚染水対策への見解についてお答えいたします。

福島第一原子力発電所における事故以降、流入する地下水によって毎日増加する汚染水への対応を継続してまいりましたが、まだ解決には至っておらず、広く国民の皆様にご不安を与えている状況にあると言われております。一日も早い福島復興・再生を果たすためには、深刻化する汚染水問題を根本的に解決することが急務であることから、国では、東京電力任せにするのではなく、必要な対策を実行していくとしています。これまで講じられた主な対策としましては、トレンチ内の高濃度汚染水をくみ上げてタービン建屋に移送し、浄化する。汚染水が海洋、特に外洋に漏れいしないようにするため、原発の港湾内に海側遮水壁の設置などがあり、今後、国費を投入し、より処理効率の高い高濃度汚染水の浄化処理設備の実現、建屋付近への地下水の流入量を抑制するため、建屋山側における地下水をくみ上げ等の対策を講じていくとしております。

しかし、汚染水の海洋流出や、貯蔵タンクからの汚染水漏れなどが報じられるなど、その対応に苦慮しているものと推察しております。この汚染水対策は、長期化するほど周辺環境汚染の拡大が懸念されますので、今後は、国が中心となった、効果的な対策の早期確立を願っているところであります。

次に、2番、霞ヶ浦の放射能汚染対策と、漁業者へのなりわい支援への見解についてお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から、大変重要な施策と認識しております。霞ヶ浦及び流入56河川の汚染状況調査につきましては、平成23年から環境省と茨城県が実施しているところでございます。本年8月に行われた直近の調査結果につきましては、過去の結果から見ますと、霞ヶ浦、河川ともに、おおむね横ばいまたは減少傾向にございます。この調査結果について環境省では、放射性物質は水の底にあり、水が遮蔽効果を有すること、また、セシウムが土と非常に結びつく性質があるということで、容易に水への溶出が考えにくいことなどから、日常生活への影響は限定的であるとしていただいております。

しかしながら、佐藤議員のお話のとおり、霞ヶ浦の放射能問題は、霞ヶ浦が水道水源であることや、農業や漁業など市民の食の生活に深くかかわっており、また、放射性物質の特性を考慮しますと生態系に及ぼす影響も懸念され、長期的な視点を持って対策を継続していかなければならないということは言うに及びません。また、霞ヶ浦の問題につきましては、本市だけの問題ではなく、流域市町村が共通の認識を持って対応することが極めて大事なことでありまして、このような観点から、霞ヶ浦流域21市町村で構成されます霞ヶ浦問題協議会におきまして、放射能汚染問題が議論され、昨年10月に茨城県に対し、モニタリング調査の強化と除染技術の開発を含めた除染対策の要望書を提出しております。茨城県ではこの要望を受け、11月に国に対しまして、河川や森林等における実効性の高い除染技術を確立し、除染ガイドラインを改訂することの中央要望を行い、今年7月にも再度、要望を行っているところでございます。

残念ながら、国からの回答は今のところないとのことですが、ご質問の、霞ヶ浦や河川の放射能対策については、まずは、第一義的にはそれぞれの管理者である国及び県が、主体的に考えまして独自の手段をもって進められるべきものと考えており、市としましても、引き続き県政に対する要望を行い、国、県や他の自治体及び霞ヶ浦問題協議会等の関係機関と連携を図っ

てまいります。

また、漁業者の方につきましては、水産加工品の販売低迷により、漁獲数量の制限や引き取り価格が下がり、収入が減少していると認識しています。現在は、霞ヶ浦漁業協同組合を通して東京電力へ損害賠償請求を行っております。今後も加工品の販売促進を図るため、各地の各種イベントにおいてPR活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、3番、原発事故子ども・被災者支援法の閣議決定への見解についてお答えいたします。

ご質問のように、東京電力原子力事故により被災した子どもを初めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に基づく、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針が、10月11日に閣議決定されました。内容といたしましては、多岐にわたる施策を網羅的に実施する支援地域として、福島県中通り及び浜通りの避難指示区域等を除く市町村が指定され、加えて、施策ごとに支援対象となる、より広域的な、いわゆる準支援地域が設定されております。

本市におきましては、当該方針（案）のパブリックコメントにおいて、施策の一つである、放射線による健康への影響調査、医療の提供等の支援について、茨城県を準支援地域として指定していただくよう、意見を提出したところでございますが、意見反映に至らなかった経緯もあることから、今後、さまざまな支援を受けることができるよう、周辺自治体と連携を図りながら、機会を通じて要請してまいりたいと考えております。

次の、4番、東電の損害賠償の現況は、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、総合的な子育て支援についてお答えいたします。

去る11月29日に、市立さくら保育所父母の会から、市立さくら保育所の維持・継続を求める要望書が提出されました。父母の会からの要望につきましては真摯に受けとめ、新設保育園及びさくら保育所の入所状況を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

2点目1番の、子ども子育て支援新システムと、さくら保育所等の公立保育所の役割については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番の、中学校卒業までの子ども医療費完全無料化実施についてお答えいたします。

中学生以下の医療費の無料化につきましては、子育て支援の充実を図るため、小学校3年生までであったものを中学3年生までに対象年齢を拡大し、あわせて所得制限の撤廃により全員が等しく恩恵を受けられるよう条例の改正をお願いしたところ、対象年齢は拡大されましたが、所得制限については撤廃しないという修正が加えられて議決され、本年1月1日から施行している状況でございます。

医療費完全無料化の実施については、この制度の施行からまだ間もないため、しばらくは実施状況を注視してまいりたいと考えております。また、完全無料化の財源としては4000万円程度が必要と考えております。

次に、3番の学校給食の無料化についてお答えいたします。

学校給食費の無料化については、これまでもご質問をいただいておりますが、子育て支援という視点で考えますと、本市の子育て支援の一つとして、去る11月18日に開かれました文教厚生委員会において、かすみがうら市子育て支援助成金の考え方について説明をさせていただきました。これは、市内に住む0歳児から6歳児（小学校1年生）までであります。1人当たり毎月

5,000円の子育て支援助成金を交付し、子育て家庭を支援しようとするものでございまして、これに要する経費を約1億6000万円と見込んでおります。

また、ご質問の学校給食費の無料化につきましても、子育て支援策の一つとして非常に有効ではないかと考えております。しかし、小学生と中学生を合わせますと、現在の給食費で約1億6000万円ほどの負担が発生します。この両方を同時に進めることには、事業費の確保という面で困難がありますので、どちらの方法がより効果的な施策となるのか、議員の皆様のご意見を伺いながら、最終決定をしてみたいと考えております。

次に、4番の、就学援助制度の積極的活用については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番の、学校統廃合問題については、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目2番の、いじめ防止対策推進法への対応については、教育長からの答弁とさせていただきます。

4点目、向原土地地区画整理組合事業についてお答えいたします。

まず、1番、保留地の欠損金について、誰の責任で決着を図ると考えているのかについてお答えいたします。

欠損金については、組合が当初計画し販売した価格から、昨年度末の一括完売までの間に、経済事情の悪化に比例していない価格設定を数回是正して完売に至りました。その是正総額が欠損金として積み上がったもので、組合においてはその都度、理事会及び総会に諮り、承認されているものです。したがって、原因は判明しますが、ご指摘の責任に関して明確にすることは難しいところかと思えます。

次に、2番、仮換地購入者の新組合員と抜け駆けした旧組合員への対応についてお答えいたします。

仮換地の購入に伴う新組合員については、新組合員としての責務として、再減歩や賦課金の義務、総会における議決権等について説明し、あわせて書面で通知してきましたので、組合員として認識され運営にも携わっていると考えています。また、仮換地を処分し脱会した旧組合員については、相続が発生し仮換地した場所しか処分できる土地がないことから、平成18年、19年に分け、理事会への報告後処分したと聞きます。

組合として、仮換地の売買については、仮換地は最後に移動するものであるとの通例を踏まえ、法的拘束力はないものの、再減歩等の事案も発生するおそれなどから、販売処分にはある程度の協力・理解をお願いしてまいりましたが、結果として土地が販売され、新組合員が生まれました。新組合員は負の条件も理解した上で購入されていることから、責任の転換には当たらないと思われれます。さらに、脱退した地権者への対応ですが、市としては理事会等へ回答を求めたいと考えます。

次に、3番、組合事業に対する市当局の異常な介入について及び、4番、損失補償について、税金投入の問題についてのご質問については、前回定例会において、同様の質問をいただいておりますので、答弁が重複することをご理解いただきたいと思います。

本事業は、組合施行事業ではありますが、組合から技術的援助の申請もあったことや、専門的な知識等を有する事業であることから、組合単独での運営は困難であると判断、また、他市町村

においても同様な運営状況であったことから、平成4年に公共性の高い事業として位置づけられ、当初から職員による技術的援助を行なっていたものであります。その後20年の期間的経過等、当時のことを知り得る関係者が少数であり、当時の介入頻度の度合いについては、明確な答弁ができないところであります。

次の、4番、損失補償、税金投入の問題についてお答えいたします。

本事業は、バブル崩壊後の想定以上の経済事情等の悪化等々により、当初計画から数回にわたり保留地の販売単価を下げて販売したため、最終的にその総額として欠損額が拡大し、組合で清算することが難しい状況であります。公共性の高い事業として、当時の議会側においても承認をいただき、町の助成金や国・町の補助金を投入してきた経過や、その後の市執行部及び議会の関わり経過を踏まえると、これ以上の債務を増大させないためにも、理解の得られる範囲において助成を行い、解散させるほうが望ましい形ではないかと考えております。今後、組合側からの要望をよく精査した上で、議会と協議を重ね、統一した見解を示したいと考えております。

また、損失補償の案件提出については、当時容易に借り入れをするためと利率を抑えることを目的としたことから、現在約2億2000万円の借り入れ残金がありますが、いまだ資金計画が成立していない状況にあり、今後、議会と調整を図りながら判断したいと考えております。

5点目の、水道事業については、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員ご質問の3点目1番、学校統廃合の問題と課題についてということで、まず昭和48年の通達についての見解をお答えいたします。

佐藤議員ご指摘の通達は、昭和48年9月27日付で、文部省初等教育局長、文部省監理局長から、各都道府県教育委員会教育長宛てに出されたものであります。内容としましては、昭和31年の文部事務次官通達を受けての統合実施状況に鑑みまして、特に留意すべき事項が通達されております。この昭和31年の通達は、いわゆる昭和の町村大合併の中で、学校統合も積極的に実施するように進めていたものであります。そして、昭和48年の通達では、留意事項が改めて出されております。まず、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることを避けなければならないとしております。そして、小規模校の教育上の利点も認めております。また、通学距離及び通学時間の影響に配慮することや、学校の持つ地域的な意義をも考えて、十分に地域住民との理解と協力を得て行うよう努めることもされております。

今般の、市の小中学校適正規模化実施計画の策定に当たりましては、この48年の通達も参考資料として添付してございますが、この通達の趣旨に十分留意しながら進めてまいりました。

現在も、各統合校に統合委員会を設置しまして、保護者のみならず、区長、学校運営協力員に地域代表として参加いただくなど、地域の実情を踏まえた対応を図っておりますので、ご理解願います。

続きまして、3点目2番、本市のいじめ防止対策推進法への対応についてお答えをいたします。

いじめ問題解消のための法律として、いじめ防止対策推進法が平成25年6月28日に公布、9月28日から施行されました。また、10月11日には、同法第11条によりまして国の基本方針が策定されました。本市といたしましても、国や県の基本方針を参酌し、いじめ防止基本方針の策定及び重大事案調査組織を設置していく予定であります。

基本方針を策定する際は、未然防止、早期発見、早期解決、この3つの観点を大切にしたいと考えております。具体的には、いじめを起こさせないための豊かな心の教育の推進、地域や保護者への啓発、早期発見のための体制の整備、早期解決のための関係機関との連携等が重要と考えております。予算につきましては、これらの組織の設置に要する費用、専門的な知識を有する方の確保に要する費用、教職員の研修に関する費用など、基本方針策定作業の中で積算をしてみたいと考えております。

生徒指導や養護教諭の配置に関しましては、県の方針を確認しながら、必要に応じて要望してみたいと考えております。また、基本方針策定義務のある学校に対しましては、さきの11月の校長会におきまして、いじめ防止対策法にかかわる今後の対応のあり方について説明をし、学校いじめ防止基本方針の決定及びいじめ防止のための組織の設置を速やかに行うよう指示したところでございます。これらを整備していくことで、いじめ防止への意識を高めるとともに、その根絶を目指していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

佐藤議員の1点目4番、東電の損害賠償の現況についてお答えをいたします。

東京電力株式会社への市の放射線対策費用の請求につきましては、放射線対策本部、下水道課、水道課分を含めまして、本年11月20日現在2449万8237円となっております。このうち、1362万9512円の支払いを受けているところでございます。これまで賠償の対象となった経費につきましては、上下水道等に関する経費、学校給食等の検査の経費、学校等屋外プールの水の検査に係る経費、空間放射線測定経費などがありますが、除染関連経費につきましては、現時点においても東電の賠償の対象とはされておりませんので、引き続き請求をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

2点目1番、子ども子育て支援新システムとさくら保育所等の公立保育所の役割についてお答えいたします。

子ども子育て新システムにつきましては、全ての子どもの良質な育成環境を確保し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども子育て支援関連の制度、財源を一元化

して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一元的な提供、保育の量的拡充、家庭における教育支援の充実を図るための制度であります。具体的には、幼児教育と保育を一体的に提供する制度の改善や、地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう保育サービスなど事業の拡充を図ることとされております。

なお、新制度における、保育所以外の認定こども園の入所につきましては、議員ご指摘のとおり、事業者と利用者との直接契約となっております。認定こども園における保育所利用の入所については、制度上保育に欠けることが入所条件となることから、施設の利用については、事業者と市との協議により決定されることとなります。今後心配される、認定こども園等の子育て関連施設の利用等につきましては、子ども子育て会議において協議してまいります。

また、保育事業における行政の果たすべき役割といたしまして、本市の保育事業につきましては、急速な社会情勢の変化と女性の就労及び就労形態の変化により、保育ニーズが多様化し、保育に対する需要は増大し続けております。また、保育所入所の背景には、子育てへの不安や戸惑いを感じていることから預けたいという実情もございます。安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりのためには、行政が地域全体の子育ての実情を把握しつつ、地域の保育水準、子育て支援体制の充実など、行政が担うべき役割を明確にし、地域の次世代を育て、何が求められているのかという視点で、公立保育所と民間保育所がともに役割を果たしていくと考えております。

子ども子育て会議の推進状況につきましては、11月8日に委員15名を委嘱し、第1回会議を開催いたしております。協議内容につきましては、新制度に向けて、かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査案についてご協議をいただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

佐藤議員の2点目4番、就学援助制度についてお答えいたします。

就学援助制度につきましては、年度当初に学校を通じ、全家庭に文書により案内をしているところでございます。また、年度途中で転入された際にも、同様に案内をお願いしております。また、本年度につきましては、市教育委員会ホームページに制度の案内を掲載し、広報手段の拡大を図ったところでございます。今後とも、保護者が理解しやすいような案内方法などを検証しながら、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、認定基準につきましては、生活保護の基準に準じており、世帯所得が保護基準の1.3倍未満を目安としておりますが、これにつきましては、引き続き現行の基準での運営を考えております。また、申請について自己判断できるような目安については、新年度には公表できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。民生委員さんにつきましては、支援を必要とする方に対する相談や支援をされており、その所見については就学支援の判定を行う上で非常に有用なものであります。家庭によりましては職業や収入、家族構成などの急変など、当該年度における事情を把握する上でも必要と考えております。地域の民生委員さんといろんな面で相談できるよう

な関係を築いていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

佐藤議員のご質問の5点目1番、県の、いばらき水のマスタープランと実施協定の変更についてのご質問にお答えいたします。

平成19年3月に改正されました、いばらき水のマスタープランには、水道用水、工業用水及び農業用水の水需要の現況と見通しが示されております。水道用水における水需要予測につきましては、2020年（平成32年）でございますけれども、茨城県全体での1人1日当たりの平均給水量予測値は360リットル、同じく1人1日当たりの最大給水量予測値は450リットルであります。当市の平成24年度決算におきましては、1人1日当たりの平均給水量は251リットル、最大給水量は320リットルであります。いばらき水のマスタープランにおける水需要予測値は、いずれも当市の水需要実態を上回っていると認識しているところでございます。

県中央広域水道用水供給事業の実施に関しまして、かすみがうら市は、全体で日量24万トンのうち6700トンの実施に関する協定を行なっております。景気の低迷や人口減少予測、生活様式の変化等により、将来の水需要の見込みが難しいことから、その対応について、今後検証していく必要があると考えております。県企業局から本市分としまして、現行の施設能力7万8000トン見合いでの水量2178立方メートルが示されておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。県中央からの受水団体からは、この施設能力見合いでの水量につきましても、受水費用が増加することが見込まれておりますので、このままでは受け入れは難しいとの意見が出されているところでございます。

給水原価と受水費についてお答えいたします。

平成24年度決算におきまして、給水原価244.5円に占めます受水費の割合は、28.37%の69.7円であります。この69.7円の内訳といたしまして、県西用水が50.6円、県中央が19.1円であります。受水費としましては、県西用水が1億9321万2346円、県中央用水が7310万9295円あります。県中央からの受水量を、施設見合いの日量2178立方メートルとした場合、受水費が4160万円、約でございますけれども増加し、給水原価で10.9円上がることになると見込んでおります。日量4200立方メートルとした場合にあっては、平成24年度に比べ受水費が約1億4800万円増加し、給水原価がやはり38.8円上がると思われれます。さらに日量6700立方メートルとした場合、受水費が2億8000万円増加し、平成24年度に比べ73.4円給水原価が上がることになると考えております。

5点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業など、無駄な水開発事業と水道料金の関係についてのご質問にお答えいたします。

八ッ場ダム事業につきましては、県西用水供給事業のうち、水海道給水系の水源配分に関しまさず国の直轄事業であります。国においてこれまで検証が行われてきたことから、完成予定年度が平成27年度から平成32年へ延長されております。霞ヶ浦導水事業につきましては、県中央用水供給事業の水源配分に関する国の直轄事業でありまして、検証中であることから完成は未定となっ

ております。いずれの事業に関しましても、工事が完成した場合には水源管理費や減価償却費等が受水費に反映されることとなります。八ッ場ダム completion後は、管理費と減価償却費が合わせて約1500万円程度発生すると見込まれております。霞ヶ浦導水事業につきましては、完成後は管理費と減価償却費が合わせて約4億円程度発生すると見込まれているところであります。

県中央広域水道用水供給事業の料金につきましては、茨城県が経営する水道供給事業の中でも高く、また、全国的にも高い水準にあることから、本年9月6日には、県中央広域水道促進協議会において、料金の値下げについて要望しているところであります。要望当日には本市から市長が出席しております。県中央用水、県西用水供給事業につきましては、今後も水道料金値下げの要望を継続していきたいと考えております。

消費税率3%引き上げを回避するための財源とのご質問にお答えいたします。

消費税率を5%から8%へ引き上げた場合、平成24年度決算をもとに試算しますと、約2770万円が水道料金等に転嫁されることとなると考えております。このうち給水収益に転嫁されるのは2600万円と試算しております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、まず最初に、汚染水の問題なんですけれども、今、市長が、るる国の対策なるものをお話ししてありまして、実際にはこれが遅々として進んでいないというのが現実だと思うんですね。国が放射能で海を汚さないという確固とした決意、これが非常に曖昧なんです。安倍首相は、どんなに聞いても海を汚さないというふうには明言していません。安易に行わないという形であります。そういう点では非常に問題であるというふうに思います。それから首相は、国が前面に立つと言いながらも、再稼働、そして輸出ありきで、国会を抜け出してトルコに訪問を重ねるといような、こういう始末であります。やっぱりいずれにしても、この国や東電の、その姿勢の考え方というか構えが最大の障害だというふうに思います。

日本共産党は、東電は破綻処理をして国が前面に立つべきだというふうに考えておりますが、その点についての言及はなかったと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

東電が破綻処理するかどうかということは、これは破綻するかどうかについては……

[発言する者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、させるとかせせないとかという問題は私にはちょっと判断できないことでありまして、これは経営陣の判断であると思います。

いずれにいたしましても、除染費用あるいはこの原発の最終的なトイレ問題も含めまして、いわゆる核廃棄物の最終的なトイレ問題も含めまして、原発というのは人間にとって、今現在、制御されていないものであるというふうに私は基本的な認識を持っております。人類が制御できな

いものを新たにつくるとか、あるいはこれの運転を続けるということは、私は明確に反対であります。

○議長（鈴木良道君）

すみません、機器調整のため暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時09分

再 開 午後 2時15分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、市長は人類が制御できないこの原発についてはなくすべきだという立場、これは私と同じであります。

霞ヶ浦の放射能汚染について、私、25日、先日ですね、日本共産党の茨城県の地方議員団とともに行って来たんです。これに対して私が質問をいたしました。そうしましたら、今、市長がおっしゃったような問題で、水には遮蔽効果があるので対策はそれだというふうな形。それと、陸での除染を徹底すべきだというようなことを言ったんですね。加えて、私は県と市民団体がこの除染の問題について、除染ガイドラインについてはどうなんだというふうに聞きましたら、要望として承っているということで、回答をするような、そういう考え方がなかったんですね。そういう点では、国が本当に真剣になって、この霞ヶ浦汚染対策をやっているのかというふうに、私は疑問に思った次第であります。つまり、要求として聞きおくだけだということなんですね。

それから、今の霞ヶ浦の漁業の問題では、ワカサギとかシラウオは20ベクレル近い形で、いわゆる食品の安全基準は達していますが、アメリカナマズとか、それからウナギについては60ベクレル、こういうふうに高い値なんで、出荷制限されているということについても聞きましたら、農水省はこれに対して新しい知見はありませんというふうにして、食物連鎖云々かんぬんということだけを述べただけなんですね。

一方、国交省のほうはしゅんせつを行っていますね。しゅんせつを行って、その泥を農地の改良に使っているという事実がわかったんですけれども、これは去年の5月で終わったそうであります。そのときに、そのしゅんせつした汚泥、これは何ベクレルなんですかと言ったら、環境省がはかって8000ベクレル以下なので、私たちははかっておりませんというような回答だったんですね。こういう、それぞれ省庁がばらばらで、霞ヶ浦、本当に根源的な解決策を持っていないということが明らかになったと思うんです。

私が霞ヶ浦問題について、漁業者、それから加工している方にお話を聞きましたら、何とか放射能をなくしてくれと、このままだと放射能はなくならないと。そうすれば、同じように厳しい今の、いわゆる生産というか加工ができない、販売ができないということを言っていたんですね。霞ヶ浦は豊かな資源でありますので、霞ヶ浦問題協議会もこれに真剣になって取り組んで、県と協同して強力に国に要請をする。そのときは霞ヶ浦の逆水門をあけることも視野に入れて要請すべきだと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

逆水門の問題であります。逆水門をあけるということについては、いわゆる土浦入に近い市町村、私どもとか土浦とか稲敷、阿見とか等、いわゆる河口側に近い市町村で、その逆水門をあけることについての受け入れ態度について、やはり微妙に意見が違っております。同じ霞ヶ浦問題協議会の中にありながら。それはやはり農地であるとか、あるいは水田のかんがいであるとか、あるいは工業用水を引っ張っている関係の、その塩害の問題が微妙に根底にあると思っております。ですから、私どもとしては逆水門はもうあけてもらいたいということを言っているわけですが、なかなか霞ヶ浦問題協議会自体も明確に全体として言えないという事情があるということ、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、一旦降った放射能はどんどん霞ヶ浦へ流れ込むわけですよ。何らかの対策をしなければ、そのままずっと蓄積してしまうわけですね。1年間に、調査では2.5ミリたまるそうです。どんどんたまれば、これは水源としての、いわゆる水産資源そのものが問題になってしまうんじゃないかなと思うんですね。そういう点では、やっぱり一旦降った放射能は自然に流れていくというような形で考えてもいいんじゃないかなというふうに思います。

霞ヶ浦の漁業組合についても行ってきたんですが、やはりワカサギの補助金だとか何とかというんじゃないで、負担金、いわゆる資源を何とか守っていくという、そういう任務を果たすには、負担金とか委託金で支援してくれないかということをおっしゃっていましたが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは漁協とか加工組合に対する負担金と。組合に対する……。

負担金、委託金というのはちょっと私も聞いておりませんが、補助金ですね。県のほうからの補助金で、加工組合が今この風評被害によって売れないエビなんかについて、あるいはワカサギ等について、焼く機械ですね、だからエビは入らないんですかね、焼く機械だから。ワカサギの焼き器、焼く機械について、千万単位の補助金を前向きに検討しているという話は加工組合のほうから伺っております。そういった、捨てたままにしないで、あるいは焼却しないで、それをなるべく有効活用していかうと、水産資源をですね、そういうことに対する補助金の話は加工組合からちょっと伺っております、そのことについて市当局としても県のほうに、台数を少しでも、1台ではなく2台、3台とふやしていただくような要請はした経過がございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

漁協組合は流動資産がないそうなんです。補助金をもらっても、なかなかそれを活用できな

いと、財源がないですから。そういう意味で、この霞ヶ浦の漁業を守るという意味での委託金が必要だということをおっしゃっていたということです。はい。

それから、原発子ども・被災者支援の問題ですが、千葉県とか茨城県が、13自治体は被曝線量、一般人のですね、これが定められた年間1ミリシーベルトを基準にして、汚染状況重点調査区域として、除染の支援対象を受けているわけでありませぬ。これに対して、年間1ミリシーベルトの問題を全くないがしろにしているという点では、非常にゼロ回答だというふうに批判があるわけです。ところが当市は、私も指摘しましたが、重点汚染調査区域に指定をしなかったわけですね。これは意図的にやったんじゃないかなと私は厳しく言ったんですけども、そういう意味では、子どもの健康を守るという立場から、今後も、この重点汚染調査区域という枠から外れてあっても、子どもの健康を守る、放射能対策を万全に行うという立場を貫いてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

年間1ミリシーベルト、毎時0.23マイクロシーベルトという一応基準で、重点汚染区域が指定されたわけでありませぬ。かすみがうら市についてはその地域が、当時です、戸崎地区の一部にそれを上回る地域があったわけでありませぬ、それも約半年後にはなくなるであろうという前提のもとに、かすみがうら市は仮に重点汚染地域の申請をしても受理されないという現実的なことがあったものですから、土浦や牛久とは違った対応をしたわけでありませぬ。それだけ汚染が少なかったというのは喜ばしいことではありませぬ、しかしゼロではないという意味で、それも、かすみがうら市についても、市内についても、学校であるとか通学路とか、そういう汚染が1ミリシーベルトを超えるような場所については、どんどん探し出して検査をして、各自除染をしていただくようにというお願いをして対応してまいったところがございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

認識の違いが、何回も何回も私が言っているんで、そういう答弁になってしまうと思いますが、やはり、一部分でも年間被曝線量1ミリシーベルトという場所があるということは理解してほしいなというふうに思います。引き続き、健康調査などの放射能対策に努めていただきたいと、そのことを強く要望したいとします。

東電の損害賠償については、ちょっと今、破綻の問題もあったのでやめます。

子育て新システムの件なんですけれども、今、答弁の中で、さくら保育所の問題で、真摯に受けとめるということ言ったのかなというふうに思っております。この要望の中身については細かく言う時間がないので、その部分は省きますが、引き継ぎ期間のことについては、少なくともこの引き継ぎ期間については、要望書の中で言われているのは1年というふうになっているようではありませぬ、実際には、さくら保育所の父母の会のアンケートはどのようになっているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

アンケートの内容に、パーセンテージの細かいことについては、ちょっと今資料を持ち合わせていないんですが、要望書として出ているのは引き継ぎ、引き継ぎ期間ですね。新設の保育所に対する、もとの保育士の派遣期間ですか、そういうことを含めて、いわゆる引き継ぎ期間を1年を要求しますと、そういう要望書になっておりました。これは、以前に旧霞ヶ浦地区で新設、民営化が行われたわけでありますが、そのときの事情等も踏まえながら、そのときはそれほど引き継ぎをやったようにはちょっと覚えておりませんが、それを参考にしながら、極力、保護者の要望には応えてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

引き継ぎ期間は1年ですけれども、このアンケート調査に基づいて、第1の要望は、さくら保育所の継続期間については、5年もしくはそれ以上を求めますというふうになっているでしょう。アンケートの中身も見ますと、かなりのパーセンテージで回答が寄せられたようです。その中で最も多いのが5年間で28%です。それ以上というのが24%です。そういう意味では、強い要望は継続期間については5年ということです。これについて真摯に受けとめるといふふうに理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今申しましたのは、いわゆる引き継ぎ期間、新設の保育所の引き継ぎ期間という質問だと思ったのでそういう答え方をさせていただきました。また、さくら保育所の継続期間についてですが、これは5年間という要望が出ております。しかし現実的には、霞ヶ浦、先ほど申しましたとおり、霞ヶ浦地区の民設、民営化をやったわけでありますが、全然そういった問題は出ておらないということ、経験的に私どもはわかっているわけでありまして、そういったことを踏まえながら、5年はともかくも、状況を見ながら判断してまいりたいと。私どもはおおむね1年の期間を設ければ十分であろうということで、保護者要望を受けて、とりあえず1年程度延長するというところで、私は考えておったところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで、やっぱりアンケートの中でも、かなり厳しい意見が出ていますよね。それに対して、特に市当局に対して厳しい意見が見られましたが、これについてどのように受けとめていますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

要望書につきましては、11月29日に市のほうに提出されております。その内容につきましては

6点ほど要望書があります。その6点……

[発言する者あり]

○保健福祉部長（木村正美君）

29日で受け付けております。6点ほどございます。その6点につきましては、アンケートをもとに要望書を提出された内容でございます。先ほどからございますが、まず、1点目につきましては、さくら保育所の継続期間については5年もしくはそれ以上を求めます。2番につきましては、引き継ぎ期間は1年を求めます。3番、仮にさくら保育所の設置管理条例を提案する場合の時期については、上記2点、ただいま申しました2点について合意形成がされた後に提案すること。4番、新しい保育所が事業展開、事業開始後、保護者からの不安や苦情を解消するために、新しい保育園だけでなく、市子ども福祉課も窓口を設置し、問題解決に努める責任を負うことを求めます。その時期については、新しい保育園が地域に定着するまでといたしますというような内容でございます。5点目に、子ども福祉課の担当職員につきましては、新しい保育園が地域に定着するまで変更することなく、また、次期選任された市長においても、か総務第406号で報告された事項について遵守することを求めます。6、今後、未決定事項については、混乱を招くためマスコミに一方的に発信することを避けていただくよう求めますというようなことがございました。父兄の皆さんが本当にお子さんのことを心配なされて、こういうアンケート調査を行って、そして要望を出していただきました。こういうのを尊重いたしまして、事業には取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、市当局に厳しい意見が寄せられたが、それに対してどういうふうに見解がありますかということと言ったんですね。いずれにしても、この中にも4のところ、子ども福祉課も窓口を設置して問題解決に努め、責任を負うことを求めますということに集約されるかなというふうに思います。

それと、市長に対しても厳しい批判の声がこのアンケートにあるわけですね。市長はアンケートはお読みになりましたか。これに対しての市長に対する厳しい意見、ごらんになりましたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

細かい設定がありまして、一応ざっとは読ませていただきました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長に対する厳しい意見は見えていないということですね。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

一応ざっと読ませていただきました。ただ、そのパーセンテージがものすごい細かいパーセンテージになっていますので、個々のパーセンテージについてまで、余り記憶していることはありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、厳しい意見というのは、その他の具体的な項目のことを言ったんです。この中でやはり、市長から、保育所建設にかかわって民間業者への働きかけがあったことを問題にしているんですね。こういう意見が出ているわけです。ですから、その今の、民間の新しい保育所に対する働きかけについては、市長は働きかけましたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういう意見があったということは伺っておりますが、全くそれは事実と反することでありませぬ。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

事実と反するというふうにお答えになりました。昨年10月末に、さくら保育所の民間事業者への委託は、事務局の不手際もありまして取りやめになった経過があります。しかし、その翌月、11月15日に廣山会、社会福祉法人ですね、新しく初めて保育園をやるということですね、これが認可保育所の整備の要望書がありました。そのときは定員を90人としていたわけですね。翌年の3月1日に、今度は定員を128人とする変更をしています。そういう点で、定員の増についても、市長はこの廣山会との話し合いは行いましたか。文教厚生委員会で廣山会の担当者と参考人の質疑をしたときにも、市長からのお話はあったというふうに答弁をしているんですね。こういう働きかけは事実あると私たちは認識しているんですが、この90人から128人という、こういう変更についても、働きかけはしていないということですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全然働きかけはしておりませぬ。その90人から128人になったのも、私はそのプルミエール側からの申し出によって担当から聞いている話でありまして、こっちからふやしてくれとか、そういうことを言った覚えはありません。

それで、さらにですね、こっちから働きかけたとかそういうことじゃなくて、もうそれ以前、去年の8月ごろだったと思うんですが、沼田学園のほう。沼田学園のほうは、別にこっちが言ったとかそういう問題じゃなくて、沼田学園は、かすみがうら市に新しい保育園をつくりたいということを、既に8月の時点でオープンに市役所にきています。これは別にこっちが働きかけたとかそういうことじゃなくて、先方からきたわけです。ですから、それはさくら保育所の民営化と

ということもありましたけれども、それは民間が保育園をやるということについては、私はどうぞですから、いつもどうぞですから、民間の規制をするなんてことは最初から考えていませんから、どうぞやってくださいと。さくら保育所の民営化も、それも進めておったわけです。そういう中で、プルミエールさんなんかも、もうその時点で、私はカナザシさんとは話したことはありませんが、理事長ですね、理事長というか何というんですか、川井さんね、川井理事長、これは個人名を出して言うのがいいか悪いかわかりませんが、川井理事長から、さくら保育所の地代が高いんだよなど、自分で最終的に土地を手当てしてやったほうがいいんだよなんてことは、川井さんとは時々会合等で会いますから、先方から出ている話です。私は、それは私的に保育所をやるということは、どなたに対しても、そのほか神立病院さんであるとか、やりたいという人は何人も来ていましたから、それが、さくら保育所の民営化がだめになったことによって、正式にどつと申請みたいな形で上がってきたわけでありまして。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、沼田学園の話が出ました。これはですね、平成25年、ことしなんですけど、2月8日に、わかぐり保育所、市立のね、わかぐり保育所を買収して、仮称千代田保育園を新設したいという事前協議書が出されていますね。これはご存じですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それも知っています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかぐり保育所を買収して、保育所の運営をする。今度は、今、下稲吉中学校の近くに千代田保育園を建設している。これについて、定員も同じように120人ですが、どのような経過なんでしょう。教えてください。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その点について、それでは少し詳しく話をさせていただきます。

まず、沼田さんは多分去年の夏のころ市長室に見えまして、保育所をやりたいと。私はどうぞどうぞと言ったわけです。その後、場所がですね、6号国道のそば屋さんありますよね、あそこに、何でしたか、コウモンそば、コウモンそばのちょっと土浦寄りあたりにつくりたいということで、話がまたございました。基本的にこっちはどうぞどうぞですから、やってもらっていいですよ。そのほか、さくら保育所も今民営化で業者選定をやっているから、そのときもぜひ応募してくださいよと、そういうことは私はPRはしておきました。ただ、独占的になるということはありませんから、何社かが応募するというのを前提に、さくら保育所はやっていただけですか

ら、民営の保育所をやるのもいいし、それから、さくら保育所の、何ていうんですか、運営に携わってもらってもいいと。そういう一環の中で、6号国道の場所がだめになっちゃったんですね。買収ができないと。それで、わかぐりがあの近くにあるんで、あそこもいずれ民営化するんでしょうと。そうですと。かすみがうら市はいずれ民営化をやっていきますよと。さくらもそう、わかぐりも、やまゆりもみんな、もういずれ民営化の方向は出ているわけですから、いずれ、さくら保育所の次はわかぐりですよと。じゃ、そのときは名乗りを上げてくださいと。そういう名乗りを上げてくれる人は、多いほうがいいわけです。1社に頼むなんてことじゃなくて、多いほうがいいわけです。それで、有利な条件をこっちで選べばいいわけですから。だからそれは当たり前のこと、市役所として、どうぞどうぞと言ったんです。そうしたら、向こうからぜひやりたいという話を、わかぐりのほうもやりたいという要望書があったんですが、要望じゃなくて、そういう申し入れがあったように覚えているんですが、それは別に、ああ、そうですかと受け取っておけばいい話で、何の問題も私はないと思って受け取っておりました。これは要望ですから、相手方の要望ですから、何の問題もないと思います。

[「事前協議」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

事前協議をしたいということで来ていたのかどうかはわかりませんが、そういう形で協議したい。私はそれはアピールしているので、ただ、こっちがその段にはまだなっていないので、受けておくということで受け付けたんだと思います。

[「新設の保育園」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

新設の保育園については、その後いろいろ物色していたと。その6号国道のところだめになっちゃったんで物色していて、わかぐりとは別に。わかぐりとは全く別に、わかぐりは将来の話ですから、どこか民設の保育所をつくりたいということですから、それを物色していて、結果的に下中の脇にたまたま土地を譲ってくれる人があったんで、あそこで立地するということです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

さくら保育所の地代が高いということは私も認識しておりますが、いずれにしても、市長はそのことをかなり強調しております。そういう意味では、さくら保育所を、地代が高いんで何とかしたいという、そういう思いがですね、さくら保育所を廃止にしたいというものにつながったんじゃないかなと。今回の、今、沼田学園にしる、廣山会にしる、定数が120、128となりますと、さくら保育所の存在そのものについては、もう必要でなくなるというふうに、私は民間の保育所の建設につながったのかなというふうに私は捉えております。

厚労省の第1回の21世紀出生児の縦断調査というのがありますが、月齢6カ月の子どもを持つ親が利用したい保育所は、公立認可保育所が74.5%、私立認可保育所が42.1%と圧倒的なんですね。その一方では、認定こども園が17.1%、家庭的保育、いわゆる保育ママですね、これは12.2%になっているんですね。こういうことも、今回の保護者のアンケートからも、新しい保育園のいわゆる説明会、これは3回ですか、やったようではありますが、これを通じて、改めて公立、

いわゆる市立さくら保育所のよさ、これを認識したんじゃないかなと思われる中身がこのアンケートの結果になっていると思います。

認定こども園になりますと、ご存じのように直接契約になりますね。実は、守谷市の広報9月号があるんですが、26年度の認可保育所の申し込みの受け付けというのがあるんです。この中に、守谷保育園は平成26年度から認定こども園へ移行する予定のため、市役所児童福祉課では受け付けを行いませんというふうになっているんですね。沼田学園は来年開園ですが、その後、認定こども園というふうになっていると思いますが、それは確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

沼田学園ですが、来年の4月からは保育所として運営しまして、その翌年度、27年度からは幼稚園を併設して、認定こども園として運営をしたいというふうに話は聞いてございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

認定こども園になると、このように、守谷市のようにですね、直接契約してくださいというふうになってしまうということになるわけです。そういう意味で、子ども子育ての新制度、これは公的保育を後退させるような中身があるんですね。ただ、保育関係者、多くの関係者が、何とか公的な保育を守りたいということで、いわゆる児童福祉法24条の1項、市町村の義務を復活させた、こういうことがあるんですね。ですから、公的責任による保育の制度の拡充というのは、本当に多くの保育士、また保護者の意見、要望だというふうに思います。ですから、当市の保育所の運営計画というのは、全て認定こども園のほうに指向するような中身になっておりますので、改めて、この計画については見直すべきだと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

認定こども園については、神立幼稚園が今回、来年の4月から認定こども園でやると。認定こども園がいいのか、民間の保育所がいいのか、あるいは公立の保育所がいいのかというのは、私は、私立の保育所、認定こども園、公立でやれるところは公立でやってもいいと思います。それはその市町村の選択であります。今、国の方向としては、こういう保育事業、あるいは認定こども園事業については、民間の活力をどんどん引き出していくと。そういうことによって、子育て支援、いわゆる子育てがしやすい社会をつくっていくというのは国の方向でありますから、私はその国の方向にのっとって考えていきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

国の方向と言いましたが、協議をして、児童福祉法の24条の1項というのを復活させたんです

よ。これが国の意向にもなっているんですよ。そういう意味で、市町村の保育を実施する責任、これがあるということなんです。また、同じように、認定こども園とか、または小規模保育だとか、そういうものについても同列になっているんですね、今度のいわゆる子ども子育て新システム、新制度というのは。そういう意味では同列になりました。でも、やっぱり24条の1項というのは、公的な保育を保証するという点では大事なんですよ。そのことを私は強調しているわけです。市長は、もう市町村の実施義務は放棄しますよという考え方なんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市町村の保育の義務を放棄するというのではなくて、法の趣旨は、公的に保育責任を自治体を持つということ、それが法の趣旨だと思います。それは、公的にやるか私的でやるかというのは自治体の選択でもありますし、私的でやることを排除するものでは全然ないと。かといって、公的にやることを排除するものでもありませんし、両方、公民あわせてですね、子育てしやすい環境をつくっていくというのが24条の趣旨であると私は理解をしております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここで議論する時間がないので、また後でやりましょう。

学校給食の無料化なんですけれども、今、市長が子育て助成金、月5000円というお話をされました。非常にその点についても現金支給、また現物支給にするかという点では、いろんな協議をしていくというのは大事だと思うんです。その中で、ちょっとおもしろい記事があったんですね。東京の日の出町では、若者世代の流入・定着を振り向けようと、ゼロ歳から15歳まで、子どもに毎月1万円、保育料や給食費などにも使える、いわゆる次世代育成クーポンを発行しているそうです。これは5000円としてやればまた違って来るかもしれませんが、こういう発想もあるということをご紹介したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この前、私どものほうから文教厚生委員会にお願いをしまして、子育て支援の現金給付5000円というのはどうだろうかという持ちかけをしたわけでありまして。その中で出た議論、佐藤議員もご存じだと思うんですが、これは余り適切な言葉ではないかもしれませんが、決してみんながそうという意味じゃなくて、一部の保護者に、じゃ、その現金というのは色がついていませんから、パチンコ屋さんの玉代にしたっていいわけですね。そういうことに消えちゃったら子育て支援の意味がないでしょうという議論が出てきました。これは文教厚生委員会の中での議論ですから、私が言っているということではなくて、そういう議論が出てきました。そういう意味で、今、日の出町のいわゆる給食費とか保育料に使えるクーポン券という発想は、これはパチンコ屋さんにもそのクーポン券を持っていても使えないわけですから、極めて効果的なものであると私は理解します。

ただ、今、児童手当ですね、児童手当については、子ども手当については、制度によって言い方が違うみたいですが、国のほうでもいろいろ拡充しているみたいなことがありますので、それと、制度が複雑化、さらに市でやるということになると複雑になるんで、今の方向としては、給食費の無料化のほうが、もともと議会でもそういう要請が強く出ていましたし、現物給付でこれは当面国がやるという方向ではありませんので、市で単独でやるとすれば、一番わかりやすいかなど。金額的にも両方、どっちをやっても1億6000万だということでもありますから、そういう――私はそう思うんですが、議会のほうでどういうご判断をされるか、今後いろいろ委員会等でも練ってもらいたいと思います。最終的には、1億6000万程度の予算を子育て支援として、私は来年度に反映させたいと、そういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 3時06分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

就学援助の件でちょっと問題があるんですけども、民生委員の関与、これが必要だというふうに言いました。しかし、民生委員にかかわっては、就学援助の準要保護の認定に際して、政令で民生委員に対して助言を求められることができるという規定があったんです。しかし、「できる」という規定のために実施していない自治体もあったんです。その後、05年3月の法改正、これで2条第2項が削除されて、それに伴い政令も削除されたという経過がありますので、民生委員の関与は必要ないということですので、確認願えますか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

私どもの事務を進める中におきましては、ただいま佐藤議員さんからご指摘がありましたように、制度上の見直しは進んだわけですが、当市としましては、引き続き民生委員さんの意見については取り入れていきたいと、職員については聞いていくというようなことで、制度をそのまま続けているものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

法的にもう削除されたと言っているのに同じ答えでやるんだもんね。だから同じなんだと言うの。全然改善されていないですよ。後でこれは詰めます。

それと、今回通学の問題で要望書が出ました。実は、1963年3月に文部省の学校施設基準規格

調査会というのが出した通学距離の適正值というのが、都市部においては小学校は0.5キロ以内で歩いて10分、中学校は1キロ以内で歩いて15分ということなんですね。適正化規模というのはその前にできたんですね。そのときに小学校は4キロ、中学校6キロまでということなんで、今、公立小中学校の統合についても、教育長が言ったように、いわゆる地域の住民または通学上の著しい困難、こういうものについて改めて確認をしていただきたいというふうに思いますが、この通学距離の問題について議論する必要があると思いますが、教育長の見解を求めます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

小学校4キロ、中学校6キロということで私どもは進めております。今回、心配だというその親御さんのお気持ちは、私もよくわかります。しかしながら、これはどこかで線を引かなければならないということでございますので、その線の中に入った者、入らなかった者、不平不満が出てくるということは私も若干予想しておりましたが、そういうことになって非常に残念に思っておりますが、請願が出たということで、議員の皆様にも実情をよく調べていただいて、そして、ご議論をいただきたいと、そう考えているところであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、いずれにしても、議案審査の中での議論も深めていきたいというふうに思います。

それでは、向原土地区画整理の問題について質問をしていきたいとします。

いずれにしても、仮換地を購入した新住民は新たな組合員になるわけですが、この事業が赤字になった場合は、賦課金を課すということは理解しているというふうに言いましたが、これは確認しましたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

向原土地改良区の仮換地を購入した方につきましては、総会度、購入した時点で文書において署名をいただいております。また、総会時においては、総会出席のためのその中で、説明等は行っておる次第でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんだよ。確認したかって言ったんだよ。私はこれ何回も何回も、この向原については、仮換地をした組合員についての、新しい組合員になった人たちのこのことについて、売買するとき不動産会社の土地購入についての重要事項説明書、こういうところにきちっと書いてあるか、そのことを確認したかと何回も言っても、その答弁がないんですよ。また同じ答弁ですよ。確認していませんね。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その購入する時点での文書には、その負債額等の金額は明示されておりませんが、5月に行われました総会においては、委任状で欠席された組合員の方もおりますが、その際、自宅を回りまして、組合のほうでそういう説明をしたということで、私のほうは理解してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても確認をしていないということだと思っんですね。これは非常に大事な問題だというふうに、今後大きな問題になってくるというふうに思います。

それで、仮換地を全て売ってしまえば脱会したことになって、それが実際に売り抜けした2名の方は脱会したことになっちゃうわけですね。そうすると責任は逃れられるわけですね。これについての対策は全くないということですが、この2名の仮換地の面積は合計で幾らでしたか。売り払ったのは。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

2名の方で、全て売り払った組合員は2864平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、過日、向原の組合の理事長から行政支援の依頼文書が届きました。この理事長も仮換地を手放していますが、何平米ありますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

10区画で2458平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この仮換地の面積、総面積、移動面積は幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

7371平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

理事長は2458平米、これを移動させているというふうに報告がありました。そうすると、3分の1、これ仮換地、移動の分、多くを占めていますね。確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

仮換地面積で理事長さんが売った面積を割りますと、33.3%になります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで実は、いろいろ時間がないので、区画整理の仕組みについてちょっと説明するのは省きますが、実は、これが向原土地区画整理の資金なんですね、資金計画。平成15年度、合計11億1500万。そのうち保留地処分金が6億3600万ぐらいですね。町の助成金とか、それからいわゆる町費、これは補助金ですね、あと国庫補助金、これを合わせますと4億7900万なんですね。私はいつも6億を超えている、6億を超えていると言ったんですけども、なぜ6億かという、実は向原のほうの前の理事長から平成13年6月12日に要望書が出ています。この要望書にはどういふことを書いていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時20分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

失礼しました。

要望内容でございますが、今後の事業を円滑に推進するためには区域変更を考慮しなければなりません。このため、区域内の組合員の負担が過重になることが予想されます。また、長期にわたる調整池の状況を考慮すると、今後の対応及び軽減策として、調整池の底地及び進入路の用地を、ぜひ町による買収をお願い申し上げますということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで要望書が出されてきて、それで調整池の底地と進入路の用地を購入しているん

です。この購入金額について今質問しても恐らくわからないと思いますので――わかりますか、はい。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

調整池の用地費でございますが、金額につきましては9039万3000円でございます。また、道路用地につきましては、この整備費も含まれると思いますが、8893万2000円となります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

合計で幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

1億7932万5000円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい。ということで、いわゆる助成金や町費、国費を入れて4億7900万。それに対して、今おっしゃった1億7932万5000円。合計しますと6億5832万5000円。これがこの向原土地区画のところに投入されているという事実なわけですね。

これを見ていただきたいと思いますが、6号国道、大塚団地、成城台ということで、こちらは整備されて、この部分が向原のところなんですね。ところが、これはほとんど雑木林という状況で、当時は、これは平成5年ごろの航空写真でございますので、まさに二束三文の状況だったわけですよ。これに対して区画整理事業を行って、売ることが、いわゆる土地の増進ができたわけです。そのことによって、二束三文の土地が売れる環境になったというふうに思うんですね。しかし、この、今お話ししましたように、保留地が一つの財源になっているわけですね。この保留地を販売することが前提になっているにもかかわらず、なぜ仮換地を先行販売してしまったと思いますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

前回もお伝えしてございますが、やはり、条件的に仮換地の場所が恵まれた場所もございます。そのようなことから、仮換地を保留地販売より先に販売した経過がございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

仮換地販売によって価格がどんどん下がってきているということは、前にも述べたと思うんで

すね。これは、私が、仮換地された土地が不動産会社に売却されたんじゃないかというふうに指摘したのはいつでしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

向原土地改良区では、その造成工事等の選定条件としまして、そういう保留地を購入した業者を優先的に選定した経過がございます。そのようなことで、造成工事をやったダイワハウスが8区画を購入したという経過がございます。

[佐藤議員「全然違うよ。仮換地を売ろうとしているということを指摘したのはいつですかと言っているんだよ。平成17年第2回定例会……」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平成17年第2回定例会、一般質問において佐藤議員より、換地されたところで不法産廃と思われるもの、これを掘り起こし、整地し直している箇所があり、この土地は仮換地された土地でございまして、不動産会社に売却され、保留地販売価格と桁違いの坪単価で売却されているというご指摘を受けております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そのときの町の対応はどうでしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その時点では、市長答弁では情報は把握しておらないということでございます。また、当時の土木部長も把握はしていないということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これを見ていただきたいと思いますが、平成17年に私が指摘していましたね。もう売ったんじゃないかということで、この青じゃない紫が仮換地です。その後、仮換地がどんどん移動していますね。保留地販売よりも先に仮換地が既に売られているという実態がありますが、これで技術的な支援とか何とかと言いますが、当時の町は適切な指導をしたと思われませんか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

仮換地された土地の売却につきましては、組合に対しまして、当初より保留地の販売を促進す

るため仮換地の売却を控えるよう、指導、協力をお願いしております。

今回の仮換地の売却等に関しましては、相続等の問題があり、組合員個々の事情により売却等を行っておりまして、個人の権利ということで阻害できないという観点から、そういう最終的な売却をとめるようなことはできませんでした。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

適切な指導がなされていないということを今言ったと思うんですけども、実は、この区画整理の中では住所を構えていた方は何名でしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

失礼しました。

事業区域内に住居を構えていた方は2名でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、住まいを持たない組合員、地権者が土地の利活用といえ、土地を売るかアパートを建てて経営することしかないわけですね。そういう意味では、一般に言う土地区画整理事業とは異なるわけです。この仮換地販売について、移動について、市長、どう思いますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

通常のいわゆる区画整理事業とは、ちょっと形が違うというふうに認識せざるを得ません。

〔佐藤議員「いや、仮換地の売り払っちゃったことについてどうかって」

と呼ぶ〕

○市長（宮嶋光昭君）

余り適切な行動ではないけれども、先ほど部長が答弁したように、当時、市としてはなるべく

そうしないでほしいという要請はしておったんだが、個人の権利なのでやむを得なかったという
ような答弁であります、個人の良識に期待するという極めて弱い面はあろうかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間が迫っております、なかなか問題が切り込めないんですけれども、実は、今は故人になり
ましたが、鈴木元市長は収賄容疑で起訴されて有罪になったわけですが、私は官製談合がずつ
と続いていたというふうに、これは供述調書で私は確認していますから間違いありません。これ
は造成工事ですから、土木事業ですよ。当時、向原土地区画整理事業規模は幾らでしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

工事費としましては11億8000万が計画でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

組合員の中には、この事業に対して強く反発をした方がいますが、それについて全く無視して、
仮換地の指定段階も経ずに区画整理工事を先行させ、調整池をつくりましたが、この調整工事の
契約、また、その変更契約がありました、それは幾らでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

調整池築造工事につきましては、向原土地区画整理事業調整池工事及び河川改修工事というこ
とで、当初契約額が2億600万円、変更増額分が1802万5000円、計、合わせまして2億2402万
5000円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これが実は安藤建設、木村建設JVだったんですね。このうちの木村さんというのは当時町会
議員だったわけです。その町会議員が親戚の組合員に、この工事で5000万円もうかったというふ
うに語っている事実があるわけですね。そこで、検査請求をした方がいらっしゃるんですよ、こ
れは違法だということで。県にこれを検査請求しましたが、その後、この土地区画整理事業は中
断したと思えますが、確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時36分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平成13年4月3日でございますが、県に対する中止の申し出がございました。その中で、13年4月8日に計画変更の説明会、総会等を開きまして、また、議会におかれましても向原土地区画整理事業調査特別委員会が設置されております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

検査請求は平成6年12月15日ですよ。

前に言っているんだけど、今回は言わなかったかな。平成6年12月15日。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時38分

再 開 午後 3時40分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ただいま手持ちの資料ではちょっとわかりませんので、後ほど調べてご報告させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなか時間が足りないんで、次のところまで行かないんですが、ちょっとだけ、あと1分なんで、この前にパネルで示しましたが、保留地の位置図ですね。これで迷路みたいな袋小路になっていますが、健全な市街地というふうに言えますでしょうか。市長、見解を求めます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

6号側と、また旧大塚団地側に向かっての、両方への出入りする太い路線というのは確保されていない状況から、正常な市街地開発とは言えないと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

正常な市街地開発でないというふうにおっしゃいました。そういう点では公共性が乏しいということだと思います。時間がないので次へ移りますが、これは引き続き、次の定例会で質問したいと思います。

最後に、水の問題ですけれども、受水費がどんどん変わっていく、平成24年の決算では原価が244.5円、それが255.4円、283.3円、317.9円というふうに変わります。こういうふうな変わり方について、これは実施協定の見直しが必要だというふうに思いますが、市長はどのように考えていますか。実を言うと、この実施協定がかなり市町村の実態をしばっているわけです。この点について見解を求めて、終わりたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

実施協定によれば、最終的に日量6700トンということになっておりますが、これは受益各自治体ともみんなで県の企業局に申し入れをしているところでありますが、この計画変更を見直しをお願いしたいと、受水量の計画変更をお願いしたいということとを共同で提案をして、毎年陳情を繰り返しております。市としては、とりあえず今は日量1000トンを受水しておりますが、中央広域から1000トン程度受水しておりますが、26年、来年の4月から1700トンに増水すると、さらに、最終的には二千百数十トンに最終的には増量したいと、こういうふうと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

最後にです。一般会計からの補助金が9000万ぐらいずつ続いていました。今度、消費税の値上げ分は、その一般会計からぜひ補填してもらいたいと。

以上、終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、あす12月5日定刻から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時44分